



TITLE:

契丹國志疏證

AUTHOR(S):

吉本, 道雅

CITATION:

吉本, 道雅. 契丹國志疏證. 京都大學文學部研究紀要 2012, 51: 1-69

ISSUE DATE:

2012-03-20

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/154721>

RIGHT:

契丹國志疏證

吉 本 道 雅

序言

『契丹國志』の原資料につき、『四庫全書總目提要』（乾隆五十四年 1789。以下、『提要』）史部／別史類は次のように述べる。

今觀其書、大抵取前人紀載原文、分條採摘、排比成編。穆宗以前紀・傳、則本之資治通鑑。穆宗以後紀・傳、則本之李燾長編等書。其胡嶠陷北記、則本之歐史四夷附錄。諸番記及達錫・伊都等傳、則本之洪皓松漠記聞。雜記、則本之武圭燕北雜記。〔案圭書今不傳、其言略見曾慥類說。〕¹ 皆全襲其詞、無所更改、間有節錄、亦多失當。

卷一～十二帝紀および卷十三～十九列傳の五代並行期については『資治通鑑』（元豐七年 1084。以下『通鑑』）、北宋並行期については『續資治通鑑長編』（淳熙十年 1183。以下『長編』）が主要な資料であるとし、卷二十～二十七については、『新五代史』（皇祐五年 1053）・『松漠記聞』（紹興二十六年 1156 跋）・『燕北雜紀』（嘉祐六年 1061²）を挙げている。

この見解は今日でも基本的に踏襲されている。すなわち、點校本（賈敬顏・林榮貴 1985）は、その「點校説明」において、

此書大部分撮鈔司馬光資治通鑑・李燾續資治通鑑長編・薛居正舊五代史・歐陽脩新五代史、兼採徐夢莘三朝北盟會編・洪皓松漠記聞等書而成、也利用了宋人對遼的著述、如武圭燕北雜記・契丹疆宇圖³等。

と述べる。『提要』に比して『舊五代史』（開寶七年 974）⁴・『三朝北盟會編』（紹熙五年 1194。以下『會編』）が加わっている。「校勘記」も基本的にはもっぱらここに掲げられた書物を素材に校勘を行っている。

それ以後、『契丹國志』の原資料に言及したものとして、顧吉辰1991・龍李2005があるが、前者は基本的に點校本「校勘記」に依存し、後者は前者の所見をそのまま引き寫したものであるに過ぎない。

『契丹國志』の史料學的研究は、18世紀の『提要』の段階からほとんど進行していないものといわざるをえない。このような批判的見地に立ち、本稿は、『契丹國志』の原資料の解明を試みるものである⁵。

第一章 卷首

『契丹國志』の卷首には、「經進契丹國志表」「契丹國初興本末」「契丹國九主年譜」「契丹世系之圖」「契丹地理之圖」「晉獻契丹全燕之圖」が置かれている。

1 經進契丹國志表

「經進契丹國志表」は、「淳熙七年（1180）三月日、秘書丞葉隆禮上表」の日付をもつが、葉隆禮は『至元嘉禾志』（至元二十五年1288）に淳祐七年（1247）の進士とある。この事實を最初に指摘した程晉芳（乾隆四十九年1784卒）は、

或淳熙誤作淳祐、然亦無是年成進士即官秘書丞之理。凡此皆有可疑、古書于今往往有難解處、惜不得多本以證之也。（「契丹國志跋」、『勉行堂文集』卷五）

と論ずる。明言はしないが「經進表」の偽作を疑ったものであり、偽書説の契機となるものだが、この問題の検討は後述に委ねる⁶。

2 契丹國初興本末

「契丹國初興本末」は四節に分かれる。第一節は以下の如くである。

- (1)契丹之始也、中國簡典所不載。遠夷草昧、復無書可攷、其年代不可得而詳也。
- (2)本其風物、地有二水。曰北也里沒里、復名陶猥思沒里者、是其一也、其源出自中京西馬孟山、東北流、華言所謂土河是也。曰裊羅箇沒里、復名女古沒里者、又其一也、源出饒州西南平地松林、直東流、華言所謂潢河是也。至木葉山、合流為一。

(3)古昔相傳、有男子乘白馬浮土河而下、復有一婦人乘小車駕灰色之牛、浮潢河而下、遇於木葉之山、顧合流之水、與為夫婦、此其始祖也。

(4)是生八子、各居分地、號八部落、一曰祖皆利部、二曰乙室活部、三曰實活部、四曰納尾部、五曰頻沒部、六曰內會雞部、七曰集解部、八曰奚嗚部。

(5)立遺像〔始祖及八子。〕于木葉山、後人祭之、必刑白馬殺灰牛、用其始來之物也。

(2)の「沒里」は、『資治通鑑考異』(以下『考異』)開平元年に引く趙志忠⁷『虜廷雜記』阿保基變家為國之後、始以王族號為橫帳、姓世里沒里、以漢語譯之謂之耶律氏。に「世里沒里」(「北~~七~~里沒里」)が、『新五代史』契丹傳

契丹自後魏以來、名見中國。或曰與庫莫奚同類而異種。其居曰梟羅箇沒里。沒里者、河也。

に「梟羅箇沒里」が見える。(4)の「八子」も、范鎮(元祐三年1088卒)『東齋記事』卷五

契丹之先、有一男子乘白馬、一女子駕灰牛、相遇於遼水之上、遂為夫婦。生八男子、則前史所謂迭為君長者也。此事得於趙志忠。志忠嘗為契丹史官、必其真也。前史雖載八男子、而不及白馬・灰牛事。契丹祀天、至今用灰牛・白馬。予嘗書其事於實錄契丹傳、王禹玉恐其非實、刪去之⁸。予在陳州時、志忠知扶溝縣、嘗以書問其八男子迭相君長時為中原何代。志忠亦不能答、而云、約是秦漢時。恐非也。

に見えるように、同じく趙志忠を情報源とし、(5)の木葉山の遺像は、『遼史』

契丹之先、曰奇首可汗、生八子。其後族屬漸盛、分為八部、居松漠之間。今永州木葉山有契丹始祖廟、奇首可汗・可敦併八子像在焉。潢河之西、土河之北、奇首可汗故壤也。(營衛志)

有木葉山、上建契丹始祖廟、奇首可汗在南廟、可敦在北廟、繪塑二聖并八子神像。(地理志)

に見え、「用灰牛・白馬」は、『遼史』禮志に「刑青牛白馬以祭天地」とあり、要するに契丹の同時代的状況を傳えたものである。上掲の『新五代史』契丹傳の記述とともにやはり趙志忠の情報であろう。

趙志忠は、『長編』では慶曆元年(1041)

以契丹歸明人趙英為洪州觀察推官、賜緋衣・銀帶及錢五萬、更名至忠。至忠嘗為

契丹中書舍人、得罪宗眞、挺身來歸、言慶曆以前契丹事甚詳。[至忠、又見嘉祐二年四月、熙寧二年七月。]

に初見し、『宋會要輯稿』崇儒五 / 獻書升秩

(熙寧)六年(1073)九月三日、虞部郎中趙至忠上虜廷偽主宗族、蕃漢儀制、文物憲章、命將出師、攻城野戰次第、兵眾戶口、州城錢粟都數、四至鄰國、遠近地里、山河古跡等、共十一冊、並戎主閱習武藝、於四季出獵射虎等圖、各二副、外有戎主登位儀制圖、拜木葉山圖、並入國人使宴圖。詔賜絹三百疋。

は、その著作の概要を伝える。『東齋記事』にうかがわれるように、その情報は『實錄』さらには『國史』に採用された模様である。また、『文獻通考』經籍考二十七

虜廷雜記十卷 晁氏(晁公武『郡齋讀書志』、紹興二十一年1150序)曰、契丹降人趙志忠撰。記虜廷雜事、始於阿保謹、迄邪律宗眞。李清臣(崇寧元年1102卒)云、志忠仕虜為中書舍人、得罪來歸、上此書及契丹地圖、言虜中甚詳。

陰山雜錄十六卷、契丹錄一卷 陳氏(陳振孫『直齋書錄解題』、嘉熙二年1238)曰、不著名氏。莆田鄭氏書目云、趙志忠撰⁹。歐公歸田錄(治平四年1067序)云、志忠本華人、自幼陷虜、為人明敏、在虜中舉進士、至顯官。歸國能述虜中君臣世次、山川風物甚詳。今觀此書、可以概見矣。其首一卷名契丹錄。

に見えるように、その著作は南宋時代にもなお伝えられた。第一節の記述はおおむね『虜廷雜記』に據るものと見てよからうが、(4)の「一曰祖皆利部」以下の八部は、『漢高祖實錄』(乾祐二年949。『考異』開平元年引)に初見し、ついで『五代會要』(建隆二年961)契丹・『新五代史』(皇祐五年1053)契丹傳に踏襲された記述であり¹⁰、趙志忠の情報ではない。『契丹國志』は『新五代史』の八部を趙志忠の八子傳説に附會したものである。

第二節は、廝呵・喝呵・晝里昏呵の「三主」に關わる記述であり、他の文獻には見えない。契丹人自身の民間的な神話というべく、これも『虜廷雜記』に據るものであろう。

第三節

八部大人後稍整兵、三年一會、於各部內選雄勇有謀略者、立之為主、舊主退位、例以為常。至阿保機為衆所立、後併七部而滅之、契丹始大。

の八部大人の三年交代による契丹王選出、阿保機の七部討滅は、『漢高祖實錄』（『考異』開平元年引）に據る¹¹。

第四節は「原其立國、興自阿保機、至耶律德光而寢張」を書き出しとする論贊である。

3 契丹國九主年譜・契丹國世系之圖

これらについては、後述に委ねる。

4 契丹地理之圖・晉獻契丹全燕之圖

「契丹地理之圖」は、契丹時代を描いた地圖に、金の上京會寧府を加え、これを「新上京」と稱している。すでに指摘されている¹²ように、『金史』

（天眷元年 1138 八月）以京師為上京、府曰會寧、舊上京為北京。（熙宗紀）

（正隆二年 1157）八月癸卯、始置登聞院。甲寅、罷上京留守司。（海陵紀）

に基づき、天眷元年（1138）～正隆二年（1157）の間の状況を反映したものと考えてよかろう。

第二章 帝紀

1 帝紀の原資料

卷一～卷十二帝紀は、その原資料に基づき、(1)卷五穆宗紀の「己未」（959）までの五代並行期、(2)卷九道宗紀の「乙亥」（1095）までの北宋並行期、(3)道宗紀「丙子」（1096）以降の遼末、の三つに区分される。

（1）五代並行期

この時期の原資料につき、まず注目すべきは、「胡文定公曰」の書き出しをもつ胡安國（紹興八年 1138 卒）の發言である。これは『資治通鑑綱目』（嘉定十二年 1229 初刻¹³。以下『綱目』）に出典する

胡安國の發言の存在は、『提要』においてすでに指摘されているが、これが『綱目』

に出典することは指摘されていない。自明のこととしてことさらに指摘されなかったものであろうか。

「胡文定公曰」が『綱目』の引用であることが確認される以上、それ以外の部分についても、『綱目』引用の可能性が容易に想定される。『契丹國志』『綱目』『通鑑』を対照すると、表1のような結論を得た。

表1 卷一～卷五「己未」歳の原資料

<p>卷一太祖</p> <p>907-1 太祖皇帝諱億・2 先是契丹部落分而為八（『通鑑』）・3 梁太祖開平元年（『新五代史』）・4 太祖嘗入攻雲州（『通鑑』）</p> <p>916-1 [丙子] 神冊元年・2 是年阿保機始自稱皇帝・3 初唐末藩鎮驕橫（『綱目』『通鑑』）</p> <p>917-1 [丁丑] 神冊二年・2 春二月晉王之弟威塞軍節度使李存矩在新州・3 三月盧文進引契丹兵馬攻晉新州（『綱目』『通鑑』）・4 四月晉王命李嗣源（『通鑑』）・5 先是幽州北七百里有渝關（『通鑑』）・6 盧文進來歸</p> <p>918-1 [戊寅] 神冊三年・2 太祖弟撒剌阿潑（『通鑑』）</p> <p>919-1 [己卯] 神冊四年</p> <p>920-1 [庚辰] 神冊五年</p> <p>921-1 [辛巳] 天贊元年・2 夏六月朔日食・3 十二月晉王圍鎮州（『綱目』『通鑑』）</p> <p>922-1 [壬午] 天贊二年・2 春正月晉王親率鐵騎五千來攻</p> <p>923-1 [癸未] 天贊三年・2 夏四月己巳晉王李存勗稱皇帝於魏州牙城之南（『綱目』『通鑑』）・3 冬十月朔日食・4 彗星見・5 是月梁主均王自殺死・6 契丹日益強盛（『通鑑』）</p> <p>924-1 [甲申] 天贊四年・2 春正月契丹攻幽州・3 十二月攻蔚州</p> <p>925-1 [乙酉] 天贊五年・2 夏四月朔日食</p> <p>926-1 [丙戌] 天贊六年・2 夏四月朔唐莊宗如汜水（『綱目』『通鑑』）・3 七月唐遣姚坤如契丹告哀（『綱目』『通鑑』）・4 太祖攻渤海・5 先是渤海國王大諲譔本與奚契丹為唇齒國・6 紀異錄曰阿保機居西樓氈帳中（『紀異錄』¹⁴『松漠記聞』）・7 渤海既平・8 是月太祖於夫餘城崩・9 八月朔日食・10 九月葬太祖於木葉山・11 述律后左右有架點者・12 是月述律后中子德光立・13 論曰契丹之興</p>
<p>卷二太宗上</p> <p>926-14 太宗諱德光・15 述律后尤所鍾愛・16 [丙戌] 天贊六年・17 冬十月盧龍節度使盧文進守平州</p> <p>927-1 [丁亥] 天顯元年・2 春正月唐主嗣源更名亶・3 八月朔日食・4 契丹遣使如唐修好（『通鑑』）</p> <p>928-1 [戊子] 天顯二年・2 春二月朔日食・3 夏四月唐義武節度使王都在鎮州謀反（『綱目』『通鑑』）・4 七月契丹復遣其酋長惕隱救定州・5 八月契丹遣使如唐</p> <p>929-1 [己丑] 天顯三年・2 春二月唐王晏球克定州</p> <p>930-1 [庚寅] 天顯四年・2 夏六月朔日食・3 十一月契丹東丹王突欲失職怨望・4 明年改賜姓李名贊華</p> <p>931-1 [辛卯] 天顯五年・2 十一月朔日食</p>

- 932-1 [壬辰] 天顯六年·2 春三月契丹遣使如唐·3 唐以石敬瑭 [敬瑭娶明宗女永寧公主。] 為河東節度使
- 933-1 [癸巳] 天顯七年·2 冬十一月唐主明宗崩 (『綱目』『通鑑』)·3 胡文定公曰明宗美善·4 十二月唐主從厚立·5 葬明帝于河南洛陽縣
- 934-1 [甲午] 天顯八年·2 春正月唐潞王從珂叛·3 胡文定公曰歐陽公五代史取死節者三人·4 十一月唐葬鄂王于徽陵城南
- 935-1 [乙未] 天顯九年·2 夏六月契丹屢攻北邊
- 936-1 [丙申] 天顯十年·2 夏五月唐以石敬瑭為天平節度使·3 九月契丹帝將兵五萬騎·4 胡文定公曰龍敏之策必可解晉安之圍·5 冬十月唐詔大括天下將吏及民間馬·6 十一月契丹帝謂石敬瑭曰·7 胡文定公曰石敬瑭之罪在不助愍帝·8 契丹圍晉安數月·9 契丹帝與晉高祖將引兵而南·10 晉高祖將發潞州 (『綱目』『通鑑』)·11 晉高祖自太原入洛陽 (『新五代史』『通鑑』)·12 紀異錄曰契丹主德光嘗晝寢 (『紀異錄』)·13 唐主潞王命河陽節度使裴從簡與趙州刺史劉在明守河陽南城
- 937-1 [丁酉] 會同元年·2 春正月日食·3 是年改元會同 (『綱目』『通鑑』)·4 二月遼帝歸·5 三月晉得潞王簪及髀骨 (『通鑑』)·6 夏四月晉遷都汴州·7 五月吳徐誥欲結遼取中國·8 秋七月吳徐誥稱帝·9 遼以幽州為南京 (『通鑑』一部)
- 938-1 [戊戌] 會同二年·2 春正月朔日食·3 秋七月晉作受命寶·4 八月晉上尊號於遼帝及太后·5 冬十月遼帝遣使奉寶冊 (『通鑑』)
- 939-1 [己亥] 會同三年·2 秋七月朔日食·3 八月晉以故唐明宗子許王從益為郇國公 (『通鑑』)
- 940-1 [庚子] 會同四年·2 初晉割雁門之北路遼
- 941-1 [辛丑] 會同五年·2 夏六月晉安重榮恥臣事遼
- 942-1 [壬寅] 會同六年·2 夏六月遼以晉招納吐谷渾 (『綱目』『通鑑』)·3 胡文定公曰晉高祖以幼子委馮道·4 晉高祖崩
- 943-1 [癸卯] 會同七年·2 春二月晉聞遼將入攻·3 胡文定公曰即事而論·4 夏四月朔日食·5 秋九月先是河陽牙將喬榮從趙延壽入遼·6 十二月晉平盧節度使楊光遠遣騎密告遼
- 944-1 [甲辰] 會同八年·2 春正月遼用趙延壽趙延照為前鋒 (『綱目』『通鑑』)·3 二月周儒引麻荅 [太宗從弟。] 自馬家口濟河·4 三月遼帝偽棄元城去 (『綱目』『通鑑』)·5 夏四月晉因遼國入侵·6 先是晉楊光遠叛·7 九月朔日食·8 遼師攻遂城樂壽 (『新五代史』)·9 十二月晉師圍青州·10 閏月晉以楊光遠罪大·11 胡文定公曰光遠不肯臣事于契丹是也·12 是月遼復大舉攻晉

卷三太宗下

- 945-1 [乙巳] 會同九年·2 春正月遼師至邢洺磁三州 (『綱目』『新五代史』)·3 二月遼發羸兵驅牛羊·4 三月遼師還軍·5 夏四月晉杜威等諸軍會于定州·6 六月晉遣使如遼·7 八月朔日食
- 946-1 [丙午] 會同十年·2 春二月朔日食·3 夏四月晉定州指揮使孫方簡叛降·4 六月遼攻定州·5 八月晉張彥澤敗遼師於定州北·6 冬十月晉遣杜威李守貞將兵攻遼·7 十一月晉帥杜威李守貞會兵至羸州·8 十二月遼師大舉入攻·9 胡文定公曰史載維翰請見言事而不知其所欲言·10 晉出帝欲自將北征·11 晉奉國都指揮使王清戰死 (『通鑑』)·12 杜威與李守貞宋彥筠等謀降 (『通鑑』)·13 帝引兵南向·14 胡文定公曰五代史稱杜重威召諸將示以降表·15 是月張彥澤倍道疾驅 (『綱目』『通鑑』『新五代史』)
- 947-1 [丁未] 會同十一年·2 春正月朔晉文武百官遙辭出帝於都城北 (『綱目』『通鑑』『新五代史』)·3 胡文定公曰興晉者桑維翰也·4 帝初入宮 (『綱目』『通鑑』『新五代史』)·5 晉北面行營都統劉知遠遣客將王峻奉表稱臣·6 荆南節度使高從誨遣使入貢·7 唐主遣使賀帝滅晉·8 二月朔帝冠通天冠絳紗袍 (『通鑑』『新五代史』)·9 燕王趙延壽以遼帝負約 (『綱目』『通鑑』)·10 晉劉知遠稱帝於晉陽·11 晉侯自幽州十餘里 (『新五代史』)·12 帝聞劉知遠即位·13 澄陽賊帥梁暉夜遣壯士踰相州城·

14 鎮寧節度使耶律郎五性殘虐・15 述律太后遣使 (『通鑑』)・16 三月朔帝服赭袍・17 胡文定公曰衛宣公淫亂・18 帝謂晉百官曰・19 夏四月遼帝攻相州・20 帝自大梁北歸 (『通鑑』)・21 喪車至國 (『新五代史』)・22 明年八月葬於木葉山 (『新五代史』)・23 遼帝在位凡二十餘年・24 紀異錄曰遼帝太宗在樂城病時 (『紀異錄』)・25 論曰太祖之興・26 五月永康王兀欲立

卷四世宗

947-27 世宗諱阮・28 燕王趙延壽恨太宗負許代中國之約 (『綱目』『通鑑』『新五代史』)・29 [丁未] 會同十一年・30 夏五月帝召趙延壽張礪李崧馮道於所館飲酒 (『通鑑』『新五代史』)・31 是年猶稱會同・32 帝以太宗有子在國 (『通鑑』)・33 述律太后聞帝立 (『綱目』『新五代史』)・34 先是述律太后徙晉侯并后于懷密州 (『新五代史』)・35 蕭翰矯遼制・36 漢主入洛・37 明年遼國改元天祿

948-1 [戊申] 天祿元年・2 春正月漢主知遠更名高・3 二月漢主第二子周王承祐立・4 初遼帝北歸・5 時麻荅等焚掠定州 (『綱目』『通鑑』)・6 夏四月帝至遼陽 (『新五代史』)・7 六月朔日食・8 陜北地尤高涼 (『新五代史』)・

949-1 [己酉] 天祿二年・2 春二月徙晉侯太后于建州 (『新五代史』)・3 夏四月太白晝見・4 六月朔日食・5 冬十月遼攻河北

950-1 [庚戌] 天祿三年・2 秋八月故晉李太后病 (『新五代史』)・3 十一月朔日食・4 漢郭威反 (『綱目』『通鑑』)・5 十二月郭威攻遼 (『綱目』『通鑑』)

951-1 [辛亥] 天祿四年・2 春正月漢太后下詔・3 是月弒漢湘陰公贊於宋州・4 二月遼帝聞北漢主立・5 夏四月遼帝遣使如北漢 (『通鑑』)・6 九月北漢主自團柏攻周 (『通鑑』)・7 世宗在位凡五年崩・8 論曰前史嘗云

卷五穆宗

951-9 穆宗諱璟・10 自火神淀入幽州 (『通鑑』)・11 [辛亥] 應曆元年・12 冬十月遼遣蕭禹厥將奚遼兵五萬會北漢兵伐周・13 十二月周王峻至晉州 (『綱目』『通鑑』)

952-1 [壬子] 應曆二年・2 夏四月朔日食・3 六月遼幽州節度使蕭海真 [世宗之妻弟] 許以內附・4 秋九月遼攻冀州・5 冬十月遼瀛莫幽州大水 (『綱目』『通鑑』)

953-1 [癸丑] 應曆三年・2 春正月遼攻定州・3 夏六月遼張藏英降周・4 秋八月周太祖得風痺疾 (『綱目』『新五代史』)¹⁵

954-1 [甲寅] 應曆四年・2 春正月朔周太祖祀園丘・3 以晉王榮判內外兵馬事・4 太祖疾篤・5 是月太祖崩 (『通鑑』)・6 二月北漢主聞周太祖崩 (『綱目』『通鑑』)・7 夏五月周帝自潞州趣晉陽¹⁶・8 冬十一月北漢主旻殂

955-1 [乙卯] 應曆五年・2 春二月朔日食

956-1 [丙辰] 應曆六年

957-1 [丁巳] 應曆七年・2 冬十一月遼遣侍中崔勳將兵會北漢

958-1 [戊午] 應曆八年・2 夏五月朔日食

959-1 [己未] 應曆九年・2 夏四月周帝自將攻遼・3 五月周將韓通領兵大至 (『綱目』『通鑑』)・4 六月周帝立其子宗訓為梁王・5 是月周帝崩・6 秋九月遼帝遣其舅使於南唐

『綱目』に見えない情報、あるいは『綱目』を素材とみなしえない表現が認められる章を太字で示し、それらの出典が判明するものについては、丸括弧を用いて附記した。

一見して明らかなように、『契丹國志』帝紀の段階で作成されたことが明らかな契丹年號を用いた紀年と、「論曰」を書き出しとする論贊を除けば、太字の部分はさほど多くない。帝紀の五代並行期は、『提要』以來の通説とは異なり、『通鑑』ではなく『綱目』を最も基本的な原資料とするものとなる。

帝紀が『通鑑』以前に『綱目』を参照したことは、帝紀の紀月が『通鑑』と食い違い、『綱目』に一致する事例の頻見にも確認される。『綱目』『通鑑』の紀月の食い違いは、月を必ずしも記さず、またある場合には『通鑑』の時系列に従わずに事件を並べる『綱目』の書法に由来するものだが、帝紀はそれを考慮せず、『綱目』にもっぱら従っているのである。

『契丹國志』	『綱目』	『通鑑』
924-3 十二月、攻蔚州、唐遣李嗣源禦之。	十二月、蜀復以張格同平章事。契丹寇蔚州、唐遣李嗣源禦之。	十一月、…庚申、蔚州言契丹入寇。…己巳、命宣武節度使李嗣源將宿衛兵三萬七千人赴汴州、遂如幽州禦契丹。 十二月、乙丑朔、蜀主以右僕射張格兼中書侍郎、同平章事。
927-3 八月朔、日食。4 契丹遣使如唐修好。	八月朔、日食。契丹與唐修好。	八月、己卯朔、日有食之。 九月、…壬申、契丹來請脩好、遣使報之。
934-2 春正月、唐潞王從珂叛、至長安。	春正月、…唐潞王從珂至長安。	(三月) 庚申、潞王至長安。
934-4 十一月、唐葬鄂王于徽陵城南、徽陵、明宗墓也。封纜數尺、觀者悲之。	十一月、…唐葬鄂王于徽陵城南、徽陵、明宗墓也。封纜數尺、觀者悲之。	十二月、…乙酉、葬鄂王于徽陵城南、封纜數尺、觀者悲之。
940-2 初、晉割雁門之北賂遼、由是吐谷渾皆屬于遼、苦其貪虐、思歸中國、晉成德節度使安重榮復誘之、春正月、吐谷渾使其部落千餘帳奔晉。遼帝大怒、遣使讓晉高祖。遣兵逐之、使還故土。	(六年) 春、正月、吐谷渾降晉、不受。[初、晉主割雁門之北以賂契丹、由是吐谷渾皆屬契丹、苦其貪虐、思歸中國、晉成德節度使安重榮復誘之、於是部落千餘帳來奔。契丹大怒、遣使來讓。晉主遣兵逐之、使還故土。] ¹⁷	是歲、…初、帝割鴈門之北以賂契丹。由是吐谷渾皆屬契丹、苦其虐、思歸中國、成德節度使安重榮復誘之。於是吐谷渾帥部部落千餘帳自五臺來奔。契丹大怒、遣使讓帝以招納叛人。 (六年) 春、正月、丙寅、帝遣供奉官張澄將兵二千索吐谷

		渾在并・鎮・忻・代四州山谷者、逐之使還故土。
942-2 夏六月、遼以晉招納吐谷渾、遣使來責讓。晉高祖憂悒成疾。	夏六月、晉主敬瑋殂、兒子齊王重貴立。[契丹以晉招納吐谷渾、遣使來讓。晉主憂悒成疾。…]	契丹以晉招納吐谷渾、遣使來讓。帝憂悒不知為計。五月、己亥、始有疾。
946-5 八月、晉張彥澤敗遼師於定州北。	八月、… 晉張彥澤敗契丹於定州北。	九月、…張彥澤奏敗契丹於定州北、又敗之於泰州、斬首二千級。
951-4 二月、遼帝聞北漢主立、使招討使潘聿撚遺其子劉承鈞書。漢主使承鈞復書、言、本朝淪亡、欲循晉室故事求援。帝大喜。至是北漢主遣使如遼乞兵。	二月…北漢遣使如契丹乞師。[初、契丹主聞北漢主立、使招討使潘聿撚遺其子劉承鈞書。北漢主使承鈞復書、言、本朝淪亡、欲循晉室故事求援北朝。契丹主大喜。至是北漢主遣使如契丹乞兵。]	(正月) 及北漢主立、契丹主使聿撚遺劉承鈞書。北漢主使承鈞復書、稱、本朝淪亡、紹襲帝位、欲循晉室故事、求援北朝。契丹主大喜。
953-4 秋八月、周太祖得風痺疾、術者言宜散財以禳之。	八月、…周築郊社壇、作太廟於大梁。[周主自入秋得風痺疾、術者言宜散財以禳之。…]	(九月) 帝自入秋得風痺疾、害於食飲及步趨、術者言宜散財以禳之。
959-6 秋九月、遼帝遣其舅使於南唐、中國疑憚、泰州團練使荆罕儒募刺客、使殺之。	九月、…契丹遣使如唐、周人殺之。	(十二月) 契丹主遣其舅使於唐、泰州團練使荆罕儒募刺客使殺之。

帝紀の書法にも『綱目』の影響がうかがわれる。

第一は、紀年の書法である。帝紀は916-1「[丙子]神冊元年[梁均王貞明二年]」の如く、契丹年號の前¹⁸に干支を、後に中國年號を注するが、これは、『綱目』が、

丙子 晉・岐・吳稱唐天祐十三年、梁貞明二年、蜀通正元年。是歲、凡五國・五鎮。のように干支の後に、まずは正統王朝の年號を記し、ついでそれ以外の政權の年號を記す書法を採用したものである。そのことは、とりわけ、

『契丹國志』	『綱目』
923-1 [癸未] 天贊三年。[梁龍德三年、唐莊宗李存勳同光元年。]	癸未 岐稱天祐二十年、梁龍德三年、盡十月、四月以後、唐莊宗李存勳同光元年。是歲、梁亡、晉稱唐、凡五國、四鎮。

926-1 [丙戌] 天贊六年。[後唐同光四年 四月、明宗立、改元天成。]	丙戌 後唐同光四年、四月、明宗李嗣源天成元年、吳越寶正元年。是歲、蜀亡、閩遣國、凡四國・三鎮。
---------------------------------------	---

など中原王朝の改元についての記述において、表現が顯著に重複することから確言されよう¹⁹。

第二は、日食の書法である。

『契丹國志』	『綱目』	『通鑑』
921-2 夏六月朔、日食。	六月朔、日食。	六月、乙卯朔、日有食之。

日食を「×月 [干支] 朔、日有食之」と記すのは、『春秋經』以来の書式であり、『通鑑』『長編』ともにこれに従っているが、『綱目』は「×月朔、日食」と略式の書法を採用し、帝紀は全篇にわたってそれを踏襲している。

『綱目』以外の原資料としては、『通鑑』『新五代史』が頻見する。『通鑑』については、括弧内に「『綱目』『通鑑』」と表記したように、『綱目』『通鑑』を併用する事例も少なくない。たとえば、916-3 は次の如くである。

『契丹國志』	『綱目』	『通鑑』
(1)初、唐末藩鎮驕横、互相併吞鄰藩、燕人軍士多亡歸契丹、契丹日益強大。		初、燕人苦劉守光殘虐、軍士多歸於契丹。及守光被圍於幽州、其北邊士民多為契丹所掠。契丹日益強大。
	劉守光末年衰困、遣參軍韓延徽求援於契丹、阿保機怒其不拜、留之、使牧馬於野。	劉守光末年衰困、遣參軍韓延徽求援於契丹、契丹主怒其不拜、使牧馬於野。
(2)又得燕人韓延徽、有智略、頗知屬文。	延徽有智略、頗知屬文。述律后曰、延徽能守節不屈、此今之賢者、奈何辱以牧圉。宜禮而用之。	延徽、幽州人、有智略、頗知屬文。述律后言於契丹主曰、延徽能守節不屈、此今之賢者、奈何辱以牧圉。宜禮而用之。

<p>(3)與語悅之、遂以為謀主、舉動訪焉。延徽始教契丹建牙開府、築城郭、立市里以處漢人、使各有配偶、墾藝荒田。由是漢人各安生業、逃亡者益少。契丹威服諸國、於延徽有力焉。</p>	<p>阿保機召與語、悅之、遂以為謀主、延徽始教契丹建牙開府、築城郭、立市里、以處漢人、使各有配偶、墾藝荒田。由是漢人安業、逃亡者少。契丹威服諸國、延徽有助焉。</p>	<p>契丹主召延徽與語、悅之、遂以為謀主、舉動訪焉。延徽始教契丹建牙開府、築城郭、立市里、以處漢人、使各有配偶、墾藝荒田。由是漢人各安生業、逃亡者益少。契丹威服諸國、延徽有助焉。</p>
<p>(4)頃之、延徽逃奔於晉、晉王欲置之於幕府、而掌書記王緘疾之。延徽不自安、求歸省母、 遂復入契丹、 太祖待之益厚。至是以為相、累官遷中書令・平章事。</p>	<p>頃之、逃奔晉陽。晉王欲置之幕府、掌書記王緘疾之。延徽不自安、求歸省母、 遂復入契丹。 阿保機待之益厚。至是以為相、</p>	<p>頃之、延徽逃奔晉陽。晉王欲置之幕府、掌書記王緘疾之。延徽不自安、求東歸省母、過真定、止於鄉人王德明家、德明問所之、延徽曰、今河北皆為晉有、當復詣契丹耳。德明曰、叛而復往、得無取死乎？延徽曰、彼自吾來、如喪手目、今往詣之、彼手目復完、安肯害我。既省母、遂復入契丹。契丹主聞其至、大喜、如自天而下、拊其背曰、曩者何往。延徽曰、思母、欲告歸、恐不聽、故私歸耳。契丹主待之益厚。及稱帝、以延徽為相、累遷至中書令。</p>

(1)~(3)は『通鑑』に據る。すなわち、(1)は相當部分が『綱目』になく、(2)の「燕人」はやはり『綱目』に見えず、(3)の「各安生業」は『通鑑』には見えるが、『綱目』は「安業」に作る。ところが、(4)は基本的に『綱目』に據り、最後の「累官遷中書令」のみを『通鑑』から補っている²⁰。

これに関連して注目されるのは、907-4である。

『契丹國志』	『綱目』	『通鑑』
<p>太祖嘗入攻雲州、衆共三十萬。晉王李存勗〔唐太祖李克用長子也。〕與之連和、面會東城、約為兄弟、延之帳中、縱酒</p>	<p>是歲、帥眾三十萬寇雲州、晉王與之連和、約為兄弟、延之帳中、縱酒盡</p>	<p>是歲、阿保機帥眾三十萬寇雲州、晉王與之連和、面會東城、約為兄弟、延之帳中、縱酒、</p>

<p>握手盡歡、約以今冬共擊梁。 留旬日而 去、晉王贈以金繒數萬。太祖 留馬三千匹、雜畜萬計以酬之。 太祖既歸國、更通好于 梁。</p>	<p>歡、約共擊梁。 或勸晉王擒之、 王曰、讎敵未滅而失信夷狄、 自亡之道也。留之旬日、 厚贈遺之。 阿保機既歸而背盟、更附于 梁、晉王由是恨之。</p>	<p>握手盡歡、約以今冬共擊梁。 或勸晉王、因其來、可擒也。 王曰、讎敵未滅而失信夷狄、 自亡之道也。阿保機留旬日乃 去、晉王贈以金繒數萬。阿保 機留馬三千匹、雜畜萬計以酬 之。阿保機歸而背盟、更附于 梁、晉王由是恨之。</p>
---	--	--

帝紀は、「晉王」李克用を李存勗に誤る。これは『綱目』の記述を誤解したものである。すなわち、この丁卯歳（907）における後梁の唐篡奪を契機に、『綱目』は、前年までの「李克用」を「晉王」に改め、かつこの卷五十四の冒頭には、

〔起丁卯唐哀帝天祐四年、盡己卯晉王李存勗唐天祐十六年、梁主瑱貞明五年、〕凡一十三年

が見える。このため、帝紀は、「李克用」→「晉王」の稱謂の變更を世代交代に伴うもの、従って「晉王」を李存勗と倉卒にも誤解したものである。帝紀のこの部分の表現は上表に明らかなように、もっぱら『通鑑』に據るが、その『通鑑』引用に先行して『綱目』を参照したことが推定されるのである。

實のところ『綱目』の翌年戊辰歳（908）には、「春正月、晉王李克用卒、子存勗立」の明文があり、前年の「晉王」を李存勗とする誤解は拙劣というよりない。『契丹國志』において、このような単純な錯誤が散見することはあらかじめ指摘しておきたい。

帝紀に限らず、『契丹國志』について、今一つの重要な問題は、原資料が確認できない記述の存在である。たとえば卷一についていえば、907-1 太祖皇帝諱億・926-5 先是渤海國王大諱諤本與奚契丹為唇齒國・926-7 渤海既平・926-10 九月葬太祖於木葉山・926-12 是月述律后中子德光立がそれに当たる。一見して明らかなように、中原とは直接關係しない、契丹内部の状況に關わるものばかりである。この問題については次節で詳述することとする。

（2）北宋並行期

五代並行期において、帝紀が『綱目』を基礎資料としたのは、簡潔な年代記を作成

するに当たり、綱目體が検索に便利であり、かつ『通鑑』を要約するという工夫を要する作業を、『綱目』がすでに行っていたからである。『通鑑』の五代部分は後梁紀六卷・後唐紀八卷・後晉紀六卷・後漢紀四卷・後周紀五卷の都合二十九卷に過ぎず、通観は容易である。それにも関わらず、帝紀が『綱目』を基礎資料として、編纂の省力化を圖っているという事実が確認された以上、北宋並行期について、『通鑑』よりはるかに重厚な『長編』を基礎資料としたという『提要』以来の通説は、よほど信じがたいものといわざるを得ない。『綱目』と同様の、綱目體の年代記が利用されたであろうことは容易に想像される。

結論的にいえば、北宋並行期の基礎資料は、『皇朝編年總目備要』（紹定二年 1229 序。以下『備要』）である。庚申歲（960）正月の記述を對照すると、以下の如くである。

『契丹國志』	『備要』	『長編』
春正月 辛丑朔、北邊奏遼與北漢連兵犯邊。	春正月甲辰上受周禪即皇帝位 [辛丑朔、北邊奏契丹北漢連兵犯邊。]	春正月 辛丑朔、鎮定二州言契丹入侵、北漢兵自土門東下、與契丹合。

同じ事件を北宋を扱った史書は次のように記している。

春正月辛丑朔、鎮・定馳驛上言、太原劉承鈞結契丹入寇。（『東都事略』太祖紀）
與河東連兵寇鎮・定。（『東都事略』契丹傳）

正月辛丑朔、契丹合北漢入寇。（『皇宋十朝綱要』建隆元年）

建隆元年春正月辛丑朔、鎮・定二州言契丹入寇、北漢兵自土門東下、與契丹合。
（『皇朝通鑑長編紀事本末』）

建隆元年春正月辛丑朔、北漢兵自土門東下、與契丹入寇。（『太平治蹟統類』）

庚申 建隆元年春正月辛丑朔、鎮・定二州言契丹入寇、北漢兵自土門東下、與契丹合。（『宋史全文』）

辛丑朔、鎮・定二州言、契丹北漢連兵犯邊。（『續宋編年資治通鑑』）

これらを通観すれば、『備要』の表現の獨自性が了解され、全く同じ表現を採る『契丹國志』の原資料が『備要』に他ならないこともまた了解されるであろう。『契丹國志』『備要』『長編』を對照して得た結果が表 2 である。

表2 卷五「己未」歲～卷九「乙亥」歲の原資料

<p>卷五穆宗</p> <p>960-1 [庚申] 應曆十年・2 春正月辛丑朔北邊奏遼與北漢連兵犯邊・3 夏五月朔日食</p> <p>961-1 [辛酉] 應曆十一年・2 夏四月朔日食</p> <p>962-1 [壬戌] 應曆十二年</p> <p>963-1 [癸亥] 應曆十三年</p> <p>964-1 [甲子] 應曆十四年</p> <p>965-1 [乙丑] 應曆十五年・2 春二月壬寅朔日當食不虧</p> <p>966-1 [丙寅] 應曆十六年</p> <p>967-1 [丁卯] 應曆十七年・2 春三月五星聚奎・3 夏六月朔日食</p> <p>968-1 [戊辰] 應曆十八年・2 秋七月北漢主劉承鈞寢疾・3 九月北漢主繼恩自嗣位以來纔六十餘日・4 是月宋師入北漢境・5 是時承會同之餘威・6 帝體氣卑弱 (『新五代史』類似)・7 逮至末年 (『長編』類似)・8 論曰英睿騰風</p>
<p>卷六景宗</p> <p>968-9 景宗諱明記・10 [戊辰] 保寧元年・11 遼大赦境內</p> <p>969-1 [己巳] 保寧二年・2 春二月宋太祖命曹彬等伐北漢・3 夏四月遼分道救北漢</p> <p>970-1 [庚午] 保寧三年・2 夏四月朔日食・3 冬十一月遼騎六萬攻定州 (『備要』『長編』)</p> <p>971-1 [辛未] 保寧四年・2 冬十月朔日食</p> <p>972-1 [壬申] 保寧五年・2 秋九月朔日食</p> <p>973-1 [癸酉] 保寧六年・2 春正月周鄭王殂於房州</p> <p>974-1 [甲戌] 乾亨元年・2 春二月朔日食・3 冬十一月遼邊臣貽宋雄州守孫全興書</p> <p>975-1 [乙亥] 乾亨二年・2 春三月遼遣使聘宋・3 夏六月彗出柳・4 秋七月朔日食・5 宋初遣使通遼</p> <p>976-1 [丙子] 乾亨三年・2 冬十月宋太祖崩</p> <p>977-1 [丁丑] 乾亨四年・2 夏四月宋葬太祖於永昌陵・3 遼遣鴻臚少卿耶律敵等往宋助葬 (『備要』『長編』)・4 冬十一月朔日食</p> <p>978-1 [戊寅] 乾亨五年</p> <p>979-1 [己卯] 乾亨六年・2 春二月宋太宗親征北漢・3 三月遼以數萬騎援之 (『備要』『長編』)・4 夏四月北漢主劉繼元降宋・5 六月宋詔親征 (『備要』『長編』)・6 秋七月太宗至幽州・7 先是宋師自并幸幽 (『雜志』)・8 宋太宗欲北侵 (『長編』)・9 秋九月遼攻鎮州</p> <p>980-1 [庚辰] 乾亨七年・2 冬十一月帝發兵萬餘衆進攻關南 (『長編』)・3 十二月宋太宗親征至大名</p> <p>981-1 [辛巳] 乾亨八年・2 遼大赦・3 帝性仁懦・4 秋九月朔日食</p> <p>982-1 [壬午] 乾亨九年・2 春三月朔日食・3 夏五月遼分三道入宋・4 冬十二月朔日食・5 是歲帝崩・6 論曰景宗爰在弱齡</p>
<p>卷七聖宗</p> <p>983-1 聖宗諱隆緒・2 [癸未] 統和元年・3 帝即位・4 春二月朔日食</p> <p>984-1 [甲申] 統和二年</p>

- 985-1 [乙酉] 統和三年・2 冬十二月朔日食
- 986-1 [丙戌] 統和四年・2 春正月宋曹彬等分三道攻契丹・3 六月朔日食・4 秋八月蕭太后與大臣耶律漢寧南北皮室五押惕隱領十餘萬 (『長編』)・5 先是宋克雲朔竇應四州・6 十二月契丹因獲楊業之勝 (『備要』『長編』)・7 契丹勢益振 (『長編』)・8 契丹攻代州
- 987-1 [丁亥] 統和五年・2 春正月契丹攻陷深祁德易四州
- 988-1 [戊子] 統和六年・2 冬十一月契丹騎大至唐河北
- 989-1 [己丑] 統和七年・2 秋七月彗出東井・3 契丹攻威虜軍・4 九月鎮星熒惑入南斗
- 990-1 [庚寅] 統和八年
- 991-1 [辛卯] 統和九年・2 春閏月朔日食・3 冬十二月女真以契丹兵隔其貢宋之路
- 992-1 [壬辰] 統和十年・2 春二月朔日食
- 993-1 [癸巳] 統和十一年・2 秋八月朔日食
- 994-1 [甲午] 統和十二年・2 冬十二月朔日食
- 995-1 [乙未] 統和十三年・2 春正月契丹自振武入攻・3 夏四月契丹攻雄州
- 996-1 [丙申] 統和十四年
- 997-1 [丁酉] 統和十五年・2 春三月宋太宗崩
- 998-1 [戊戌] 統和十六年・2 春二月彗出營室北・3 夏五月朔日食・4 冬十月朔日食
- 999-1 [己亥] 統和十七年・2 秋九月朔日食・3 冬十二月契丹入攻宋²¹
- 1000-1 [庚子] 統和十八年・2 春正月宋眞宗次大名府・3 是年宋定州都部署范廷召自中山來侵 (『備要』『長編』)
- 1001-1 [辛丑] 統和十九年・2 冬十月契丹攻宋²²
- 1002-1 [壬寅] 統和二十年・2 秋七月朔日食
- 1003-1 [癸卯] 統和二十一年・2 春三月契丹攻宋 (『長編』)・3 冬十一月有星孛於井鬼
- 1004-1 [甲辰] 統和二十二年・2 春三月契丹侵宋・3 秋閏九月帝同母蕭太后大舉攻邊 (『備要』『長編』)・4 冬十月攻瀛州・5 契丹往宋議和 (『備要』『長編』)・6 先是望都戰時 (『備要』『長編』)・7 契丹自瀛州率衆三十萬 (『長編』)・8 宋之天雄軍聞契丹師將至 (『長編』)・9 契丹既陷德清 (『備要』『長編』)²³・10 十一月宋眞宗親駕澶淵・11 是時曹利用之書已通契丹 (『備要』『長編』)²⁴・12 宋眞宗車駕至澶州・13 初曹利用議和 (『備要』『長編』)・14 十二月朔日食・15 宋眞宗至自澶州
- 1005-1 [乙巳] 統和二十三年・2 春二月宋遣孫僅使契丹・3 秋八月有星孛于紫微
- 1006-1 [丙午] 統和二十四年
- 1007-1 [丁未] 統和二十五年・2 夏五月朔日食
- 1008-1 [戊申] 統和二十六年
- 1009-1 [己酉] 統和二十七年
- 1010-1 [庚戌] 統和二十八年・2 夏六月契丹遣使往宋告糴・3 冬十一月契丹伐高麗國
- 1011-1 [辛亥] 統和二十九年
- 1012-1 [壬子] 統和三十年・2 秋八月朔日食
- 1013-1 [癸丑] 開泰元年・2 冬十二月朔日食

1014-1 [甲寅] 開泰二年
 1015-1 [乙卯] 開泰三年·2 夏六月朔日食
 1016-1 [丙辰] 開泰四年
 1017-1 [丁巳] 開泰五年
 1018-1 [戊午] 開泰六年·2 夏六月彗出北斗
 1019-1 [己未] 開泰七年·2 春三月朔日食
 1020-1 [庚申] 開泰八年
 1021-1 [辛酉] 開泰九年·2 秋七月朔日食
 1022-1 [壬戌] 太平元年·2 春二月宋眞宗崩
 1023-1 [癸亥] 太平二年
 1024-1 [甲子] 太平三年
 1025-1 [乙丑] 太平四年
 1026-1 [丙寅] 太平五年·2 冬十月朔日食
 1027-1 [丁卯] 太平六年·2 冬十二月宋龍圖待制孔道輔使契丹
 1028-1 [戊辰] 太平七年·2 春三月朔日食·3 夏四月有星大如斗
 1029-1 [己巳] 太平八年·2 春三月契丹饑·3 秋八月朔日食
 1030-1 [庚午] 太平九年
 1031-1 [辛未] 太平十年·2 先是后未歸政前·3 丞相耶律隆運 (『長編』類似)·4 帝性英辨多謀·5 修睦宋朝 (『備要』類似)·6 宋眞宗上仙 (『長編』類似)·7 詔漢兒公事皆須體問南朝法度行事·8 病亟 (『長編』類似)·9 論曰聖宗挺寬仁之姿

卷八興宗

1031-10 興宗皇帝諱宗眞·11 [辛未] 太平十年·12 是年帝即位 (『長編』一部)·13 法天皇后專制其國 (『長編』類似)
 1032-1 [壬辰] 景福元年
 1033-1 [癸酉] 重熙元年·2 春二月星孛于東北·3 夏六月朔日食
 1034-1 [甲戌] 重熙二年·2 秋八月有星孛于張·3 是歲帝與耶律喜孫謀 (『長編』)·4 宋朝自聖宗太平四年 (『備要』『長編』)
 1035-1 [乙亥] 重熙三年·2 帝因獵過祖州白馬山
 1036-1 [丙子] 重熙四年
 1037-1 [丁丑] 重熙五年·2 秋七月有星數百
 1038-1 [戊寅] 重熙六年·2 春正月有衆星西北流·3 秋八月彗惑犯南斗
 1039-1 [己卯] 重熙七年
 1040-1 [庚辰] 重熙八年·2 春正月朔日食·3 先是帝於重熙二年幽母法天太后於慶州 (『長編』類似)·4 是歲太后始遣始平軍節度使耶律元 (『長編』)
 1041-1 [辛巳] 重熙九年
 1042-1 [壬午] 重熙十年·2 春三月帝遣蕭英劉六符往宋求石晉所割瓦橋關十縣·3 夏四月宋遣知制

誥富弼往契丹為回謝使²⁵ (『備要』『長編』・蘇軾「富鄭公神道碑」²⁶)・4 八月宋再命富弼同張茂實齋書至契丹 (『備要』『長編』)・5 法天專制不滿四年 (『長編』一部)

1043-1 [癸未] 重熙十一年・2 夏五月朔日食

1044-1 [甲申] 重熙十二年・2 秋七月契丹遣使往宋

1045-1 [乙酉] 重熙十三年・2 夏四月朔日食・3 是歲帝以弟鄭王宗元加兵馬大元帥

1046-1 [丙戌] 重熙十四年・2 春三月朔日食・3 夏六月有流星出營室南

1047-1 [丁亥] 重熙十五年・2 東京留守耶律忽札叛入高麗・3 帝常夜宴 (『長編』一部)

1048-1 [戊子] 重熙十六年

1049-1 [己丑] 重熙十七年・2 春正月朔日食・3 二月彗出虛

1050-1 [庚寅] 重熙十八年

1051-1 [辛卯] 重熙十九年

1052-1 [壬辰] 重熙二十年

1053-1 [癸巳] 重熙二十一年・2 冬十月朔日食

1054-1 [甲午] 重熙二十二年・2 夏四月朔日食

1055-1 [乙未] 重熙二十三年・2 夏契丹主遣使・3 八月國主崩²⁷・4 論曰契丹自阿保機以來

卷九道宗

1055-5 道宗諱洪基・6 [乙未] 清寧元年

1056-1 [丙申] 清寧二年・2 秋七月彗出紫微垣・3 八月朔日食

1057-1 [丁酉] 清寧三年・2 是歲祖母法天皇帝太后蕭氏卒 (『長編』)

1058-1 [戊戌] 清寧四年・2 秋八月朔日食

1059-1 [己亥] 清寧五年・2 春正月朔日食・3 夏四月宋以周恭帝子為崇義公

1060-1 [庚子] 清寧六年・2 春正月大星隕東南

1061-1 [辛丑] 清寧七年・2 夏六月朔日食四分

1062-1 [壬寅] 清寧八年

1063-1 [癸卯] 清寧九年・2 春三月宋仁宗崩・3 契丹遣使祭大行於皇儀殿 (『長編』)・4 先是蕭后既卒 (『長編』)

1064-1 [甲辰] 清寧十年・2 是歲帝遣林牙左監門大將軍耶律防樞密直學士給事中陳顥詣宋 (『長編』)・3 宋遣右諫議大夫權御史中丞張昇為回謝使 (『長編』)・4 後帝以御容於慶州崇奉 (『備要』)・5 先是重熙中興宗以其父聖宗及己畫像二軸 (『長編』)

1065-1 [乙巳] 咸雍元年

1066-1 [丙午] 咸雍二年・2 春三月彗見西方・3 秋九月朔日食・4 是歲契丹復改號大遼

1067-1 [丁未] 咸雍三年・2 春正月宋英宗崩

1068-1 [戊申] 咸雍四年・2 春正月朔日食

1069-1 [己酉] 咸雍五年・2 秋七月朔日食

1070-1 [庚戌] 咸雍六年

1071-1 [辛亥] 咸雍七年

1072-1	[壬子]	咸雍八年
1073-1	[癸丑]	咸雍九年・2 夏四月朔日食
1074-1	[甲寅]	咸雍十年・2 春三月遼遣使蕭扈詣宋爭河東地界 ²⁸
1075-1	[乙卯]	咸雍十一年・2 春三月遼復遣蕭禧資國書詣宋・3 秋八月朔日食・4 冬十月彗出軫
1076-1	[丙辰]	咸雍十二年
1077-1	[丁巳]	咸雍十三年
1078-1	[戊午]	咸雍十四年・2 夏六月朔日食・3 東南有大星出匏瓜
1079-1	[己未]	咸雍十五年
1080-1	[庚申]	咸雍十六年・2 秋七月彗出太微垣・3 冬十一月朔日食
1081-1	[辛酉]	咸雍十七年
1082-1	[壬戌]	咸雍十八年・2 秋八月朔日食
1083-1	[癸亥]	咸雍十九年・2 秋九月朔日食
1084-1	[甲子]	咸雍二十年
1085-1	[乙丑]	咸雍二十一年・2 宋神宗崩
1086-1	[丙寅]	咸雍二十二年
1087-1	[丁卯]	咸雍二十三年・2 夏六月有星如爪
1088-1	[戊辰]	咸雍二十四年
1089-1	[己巳]	咸雍二十五年・2 春三月晝有流星出東北
1090-1	[庚午]	咸雍二十六年
1091-1	[辛未]	咸雍二十七年・2 夏五月朔日食
1092-1	[壬申]	咸雍二十八年
1093-1	[癸酉]	咸雍二十九年
1094-1	[甲戌]	咸雍三十年・2 春三月朔日當食
1095-1	[乙亥]	壽昌元年

『備要』に見えない情報、あるいは『備要』を素材とみなしえない表現が認められる章を太字で示した。『備要』に見えない情報が『長編』に見えるものについては、「(『長編』)」のように附記した。表1と比較して、太字の頻度が低いことは一見して明らかである。『提要』以来の通説と異なり、帝紀の北宋並行部分は、『長編』ではなく『備要』を基礎資料とするものとなる²⁹。

この所見を補強する材料として、第一に、帝紀の天文記事のうち、『備要』に見えて『長編』に見えないもの³⁰がかなりの数に及ぶことがある。

第二に、帝紀の紀月のうち、『備要』と一致し、『長編』と食い違うものの存在であ

る³¹。

『契丹國志』	『備要』	『長編』
969 春二月、宋太祖命曹彬等伐北漢。	春二月、命曹彬等伐北漢。	(正月) 乙卯、命宣徽南院使曹彬・侍衛步軍都指揮使党進等、各領兵先赴太原。
979 夏四月、北漢主劉繼元降宋、盡廣運十三年。	夏四月、上圍太原、…劉繼元降北漢平	(五月) 甲申、遲明、劉繼元率其官屬素服紗帽待罪臺下。…北漢平。
986 春正月、宋曹彬等分三道攻契丹。	春正月、命曹彬等分道伐攻契丹。	(三月)
991 冬十二月、女真以契丹兵隔其貢宋之路、	十二月、…女真請伐契丹、詔却之。	是歲、女真首領野里雞等上言、
995 夏四月、契丹攻雄州、為守臣何承矩所敗。	夏四月、…契丹寇雄州、守臣何承矩敗之。	(五月) 先是、知雄州何承矩奏敵謀寇邊、
998 春二月、彗出營室北。	二月、彗出營室北。	(正月) 甲申、有彗出營室北、光芒尺餘。
1000 春正月、宋眞宗次大名府。	春正月、上次大名府。	(十二月) 甲子、次大名府、
1042 春二 ³² 月、帝遣蕭英・劉六符往宋求石晉所割瓦橋關十縣、其書略曰、	二月…契丹使來求關南地。[契丹遣蕭英・劉六符來求石晉所割瓦橋關十縣、其書略曰、]	(三月) 己巳、契丹遣宣徽南院使歸義節度使蕭英・翰林學士・右諫議大夫・知制誥・同修國史劉六符來致書、曰、

『綱目』が月を必ずしも記さず、あるいは時系列順に必ずしも従わないため、『綱目』およびそれに據った『契丹國志』の紀月が『通鑑』と食い違う事例が存在することは上述の如くだが、同じく綱目體である『備要』も同様の特徴をもつ。表示した事例のうち、月名を太字で示したものは、『備要』のそのような特徴を辨えないため、『長編』の紀月との相違を來した事例である。

これに関連する事例として、『契丹國志』が『備要』の記述をそのまま踏襲したために、結果的に不完全な記述となっているものがある。

『契丹國志』	『備要』	『長編』
991-2 春閏月朔、日食。	春正月、…二月、…閏月辛未朔、日有食之。…三月	
1004-3 秋閏 ³³ 月、帝同母蕭太后大舉攻邊、	九月、…閏月、契丹大舉入寇。…冬十月	(閏九月辛未) 契丹主與其母舉國入寇、
1055-2 夏、契丹主遣使、	宗真是年夏遣使、	(四月) 己亥、契丹國母遣歸德節度使・左驍衛上將軍蕭知微・永州留後王澤、契丹主遣保安節度使・左監門衛上將軍耶律防・殿中監王懿等、

前二例では、『備要』は閏月の前後の月を記しているので問題ないが、『契丹國志』は「閏月」だけを引用しているため、結果的に閏何月であるかが不明となっている。1055-2は、『備要』の「夏」だけを引用するものである。

表2に見るように、帝紀の北宋並行期において、『備要』に見えない情報の多くは『長編』に見える。979-7は『長編』太平興國四年の原注に見え、また后妃傳

景宗皇后蕭氏、名燕燕、侍中・守尚書令蕭守興之女也。或以燕燕為北宰相蕭思溫女。は、『長編』開寶二年およびその原注

侍中蕭守興為尚書令、封魏王。…納守興女燕燕為皇后。[明記妻蕭氏、即燕燕也。

仁宗實錄乃以燕燕為北宰相蕭思溫女、與此異。疑守興別名思溫耳、當考。]

に對應する。また、1063-4は原注に『司馬光日記』に據ったことが見える。これらは、『長編』独自の資料蒐集によって成立した記述であり、帝紀が『長編』とは獨立に資料蒐集した結果偶然に一致したと考えることはできない。帝紀による『長編』の引用は確實である。

しかしながら、ここで指摘すべきは、まず第一に、『備要』に見えず『長編』に見える情報の年代的下限が、清寧九年(宋仁宗嘉祐八年1063)であることである。『契丹國志』が利用しえた『長編』は、英宗朝を下限とした版本であったことが窺われる³⁴。

第二に、『長編』と内容的に重複しながら、表現に相違をもち、あるいはより多くの情報をもつ記述が散見することである。「(『長編』類似)」「(『長編』一部)」などと附記したものがそれに当たる。たとえば、1031-6は以下の如くである。

『契丹國志』	『長編』
<p>宋眞宗上仙、</p> <p>薛貽廓報哀入境、幽州急遞先聞。</p> <p>帝不俟貽廓至闕、集蕃漢大臣舉哀、后妃已下皆為沾涕、因謂宰臣呂德懋曰、吾與兄皇未結好前、征伐各有勝負、洎約兄弟二十餘年、兄皇昇遐、況與吾同月生、年大兩歲、吾又得幾多時也。因又泣。復曰、吾聞姪帝即仁宗皇帝。聖年尚幼、必不知兄皇分義、恐為臣下所間、與吾違約矣。後貽廓至闕、達宋帝聖意、喜</p> <p>謂后曰、吾觀姪帝來意、必不失兄皇之誓。復謂呂德懋曰、晉高祖承嗣聖爺爺〔嗣聖、太宗也。爺爺、翁呼也。〕之力深矣。少主登位、便背盟約、皆臣下所惑。今姪帝必敦篤悠久矣。</p> <p>又謂后曰、汝可先貽書與南朝太后、備述妯娌之媛、人使往來、名傳南朝。</p> <p>又詔燕京憫忠寺特置眞宗御靈、建資福道場、百日而罷。復詔沿邊州軍不得作樂。後因御宴、有教坊都知格守樂名格子眼、轉充色長、因取新譜宣讀、帝欲更遷一官、見本名正犯眞宗諱、因怒曰、汝充教坊首領、豈不知我兄皇諱字。遂以筆抹其宣而止。燕京僧錄亦犯眞宗諱、勅更名圓融。</p> <p>尋下令國中應內外文武百僚・僧道・軍人・百姓等犯眞宗諱者、悉令改之。</p>	<p>戊午、上崩於延慶殿。仁宗即皇帝位。遺詔尊皇后為皇太后、淑妃楊氏為皇太妃；軍國事兼權取皇太后處分。百官見上於延慶殿之東楹。遣內殿承制、閣門祇候薛貽廓告哀契丹、京城內外並增兵衛、罷工役。…</p> <p>契丹主聞眞宗崩、集蕃漢大臣、舉哀號慟、因謂其宰相呂德懋曰、與南朝約為兄弟、垂二十年、忽報登遐、吾雖少兩歲、顧餘生幾何。因復大慟。又曰、聞皇嗣尚少、恐未知通好始末、苟為臣下所間、奈何。及薛貽廓至、具道朝廷之意、契丹主喜、</p> <p>謂其妻蕭氏曰、汝可致書大宋皇太后、使汝名傳中國。</p> <p>乃設眞宗靈御於范陽憫忠寺、建道場百日。</p> <p>下令國中、諸犯眞宗諱悉易之。</p>

内容は基本的に一致するが、『契丹國志』の方がより多くの情報を含み、かつ表現もかなり異なる。『長編』あるいはその直接の原資料が據ったかなり詳細な原資料が存在し、『契丹國志』はそれを直接利用しえたということであろう。

同様の記述の年代的下限に位置するのが、1042-5である。

『契丹國志』	『長編』至和二年(1055)
--------	----------------

<p>法天專制不滿四年、帝幽而廢之。既親政、後始自恣、拓落高曠、放蕩不羈。</p> <p>嘗與教坊使王稅輕謙等數十人約為兄弟、出入其家、至拜其父母。變服微行、數入酒肆、褻言狎語、盡權而返。</p> <p>尤重浮屠法、僧有正拜三公、三師兼政事令者、凡二十人。貴戚望族化之、多捨男女為僧尼。如王綱・姚景熙・馮立輩皆道流中人、曾遇帝於微行、後皆任顯官。每有除授、凡所親信不依常格、徑與躡升、如刺曷昌等數十人。左右隸役、皆自微賤入親宮闈、曾無勳力、拔居將相、位至公卿。爵賞濫行、除授無法。</p> <p>樞密使馬保忠本漢人、嘗從容進諫、言於帝曰、罰當罪、賞當功、有國之令典也。積薪之言、汲黯嘆之、斜封之濫、至唐而極。國家起自朔北、奄有幽燕、量才授官、人始稱職。</p> <p>今臣下參養承平、無勳可陟、宜且序進之。帝怫然怒曰、若爾、則是君不得自行其權、豈社稷之福耶。保忠惶恐。自是欲有遷除、必先厚賜貴臣、以絕其言。</p>	<p>嘗與教坊使王稅輕謙等數十人約為兄弟、出入其家、至拜其父母。數變服入酒肆、佛寺、道觀、</p> <p>王綱・姚景熙・馮立輩遇之於微行、後皆任顯官。</p> <p>尤重浮圖法、僧有正拜三公、三師兼政事令者、凡二十人。</p> <p>馬保忠嘗勸以</p> <p>臣下無勳勞、宜且序進之、怫然怒曰、若爾、則是君不得專、豈社稷之福邪。保忠惶恐。自是欲有遷除、必先厚賜貴臣以絕其言、故親信者刺曷主等數十人、皆拔處將相。</p>
---	--

興宗に關する逸話であり、『長編』は至和二年（遼重熙二十三年 1055）の興宗崩年に繋げ、『契丹國志』は重熙十年（宋慶曆二年）の増幣の後に置くが、後者の「法天專制不滿四年」という書き出しから窺われるように、重熙二年（1034）の法天太后追放の後の状況である。この年次が、趙志忠が宋に亡命した慶曆元年（1041）以前に屬することを考慮するならば、これが趙志忠『虜廷雜記』を引用した可能性をまずは主張できる。

五代並行期と同様に、北宋並行期についても、原資料が確認されない記述が少なからず存在し、たとえば卷六では、968-9 景宗諱明記・968-11 遼大赦境内・981-2 遼大赦・981-3 帝性仁懦がそれに當たる。やはり契丹内部の状況に關わるものが多い。こうした記述の原資料として、『虜廷雜記』を想定することはやはり可能であろう。

ただ、原資料の確認できない記述には、さらに1045-3 是歲帝以弟鄭王宗元加兵馬大元帥・1047-2 東京留守耶律忽札叛入高麗があり、これらについては、『虜廷雜記』の引用を想定することはいささか困難である。そこで想定されるのが、『長編』の原注にしばしば言及される『國史』契丹傳である。結論的にいえば、『契丹國志』は『三朝國史』（天聖八年1030）・『兩朝國史』（元豐五年1082）の契丹傳を利用しえたものとする。『綱目』『備要』を基礎資料とする『契丹國志』の編纂のありかたからいって、英宗期までの部分本とはいえ、なお膨大な編年體である『長編』を通觀し、契丹關係記事を摘出したとするよりは、あらかじめ契丹關係記事が整理された『國史』契丹傳をもっぱら參照したとする方が、よほど説得的であろう。『備要』に見えず『長編』に見える情報も、實は『長編』ではなく、『國史』に由來するものがより多い可能性を指摘しておきたい。

この推論を支持する材料として、『備要』に見えず『長編』に見え、かつ『長編』に由來することが確言できない記述で、年代的下限に屬するものが1063-3であるという事實がある。

『兩朝國史』は英宗崩年である治平四年（1067）を下限とするが、ここで注目されるのは、『長編』治平二年（1065）

契丹主洪基改清寧十一年為咸雍元年。〔此據章衡編年通載、而國史不載。按兩朝史契丹傳稱眞宗重熙二十三年卒、洪基立、改清寧。清寧九年即治平四年。神宗史契丹傳亦同。然治平四年字誤也、當作治平元年。又治平元年實洪基清寧十年、蓋洪基以重熙二十三年立、即改元清寧、不待逾年、國史誤以逾年數之、故治平元年始當清寧九年、其實當清寧十年、又誤以治平元年為四年也。〕

である。『兩朝國史』が咸雍元年（1065）を記述していなかったという證言であり、この事實は、『兩朝國史』契丹傳の下限が治平元年（1064 清寧十年）以前にあったことを示唆する。

『三朝國史』『兩朝國史』契丹傳は、それぞれ太祖～眞宗期あるいは仁宗・英宗期に限定せず、おそらくは契丹建國以來の記述となっていたと思われる。『神宗正史』契丹傳に熙寧元年（1068）以前の事件である咸雍改元（1065）が見えないという原注の記述は、『神宗正史』の記述が神宗期以前に及んでいたことを傍證する。五代並行期

における原資料が確認できない記述の原資料として、上述の如く、『虜廷雜記』は一つの候補となりうるが、今一つの候補として『國史』を想定することも同様に可能であろう。

『契丹國志』が『長編』をも参照したことは確實だが、それにも関わらず、編纂の省力化という『契丹國志』の基本的姿勢からいって、そのような『長編』の参照は、表2に太字が頻見するような特定の時期に限っておこなわれたものと考えられる。

『契丹國志』が『國史』『虜廷雜記』を選択的に引用しえたことは、上掲の1031-6に窺われる。『長編』の記述は實は『東都事略』（淳熙十三年1186）契丹傳に完全に一致する。『東都事略』の引用と考えてよかろう。ここで問題としたいのは、『契丹國志』との表現の相違である。こちらの方が通俗的な表現であることは明らかであり、おそらくは、『虜廷雜記』を直接引用したものであろう。對するに、『東都事略』『長編』は表現が文語的に洗練されており、こちらは『虜廷雜記』の記述を潤色した『國史』を引用したものであろう。

北宋並行期については、『長編』と紀年を異にするものがあるが、それぞれ相應の理由がある。

(1) 979-8は『長編』太平興國六年(981)に對應する。太宗の對契丹開戦が四年(979)であることから、この年次に移したものである³⁵。

『契丹國志』	『長編』 太平興國六年
宋太宗欲北侵、遣詔渤海王發兵相應、 然渤海畏遼、竟無至者。遣使如渤海責問。	上將大舉伐契丹、遣使賜渤海王詔書、令發兵以應王師。其略云、聞爾國本為大藩、近年頗為契丹所制。爾迫于兵勢、屈膝事之、讒慝滋多、誅求無已、雖欲報怨、力且不能。所宜盡出族帳、助予攻取、俟其翦滅、當行封賞。幽薊土宇、復歸中朝、沙漠之外、悉以相與。然渤海竟無至者。

(2) 1031-3は、『長編』太平興國七年(982)に對應する。耶律隆運の逸話を聖宗立年から崩年に移したものである。

(3) 1031-6は、『長編』乾興元年(1022)に對應する。眞宗崩御の際の逸話を眞宗崩

年から聖宗崩年に移したものである。

(4) 1031-13 は、『長編』景祐元年（1034）に對應する。法天太后の専制に關する逸話を太后失脚の年次から専制開始の年次に移したものである。

(5) 1035-2 は、『國史』もしくは『虜廷雜記』に由來する記述と思われる。その概略が、『長編』天聖九年（1031）の聖宗崩御の記述に附載されている。

『契丹國志』	『長編』
帝因獵過祖州白馬山、見齊天太后墳塚荒穢、又無影堂及掃灑人、只空山中一孤塚、惻然而泣曰、吾早同今日、汝不至於此也。左右皆沾涕。因詔上京留守耶律貴寧、鹽鐵使郎玄化等於祖州陵園內選吉地改葬、其影堂、廊庫等並同宣獻太后園陵。	後木不孤遊獵過白馬山、追感父言、哭其塚、 徙葬阿保機墓傍。

(6) 1042-5 は、興宗の非行に關する逸話であり、『長編』は至和二年（1055）の興宗崩御の記述に附載する。興宗紀論贊

契丹自阿保機以來、凡五・六世至于興宗。是時承平日久、而宋朝歲幣山增而阜積矣。に見えるように、『契丹國志』は重熙十年（1042）の宋の増幣の結果、興宗が非行に走ったという認識をもっており、そのため増幣の年次に移したものである。

(7) 1047-3 も興宗の非行に關する逸話であり、『長編』は同じく至和二年（1055）に置く。

帝工畫、善丹青、嘗以所畫鵝・鴈送諸宋朝、點綴精妙、宛乎逼真、仁宗作飛白書以答之。

の一節を含み、おそらくは『國史』の段階で、同じく「畫」に關わる 1055-2

夏、契丹主遣使、以其畫像獻宋、求易仁宗御容以代相見、篤兄弟之情。の前、1047-2 東京留守耶律忽札叛入高麗の後に置かれていたものであろう。『契丹國志』は、1055-2 との連續を看過し、1047-2 の直後に置いたものである。

(8) 1057-2 の法天太后の卒、告哀使の派遣を、『長編』は嘉祐三年（1058）に置く。『契丹國志』は『長編』嘉祐八年（1063）「洪基之清寧三年（1057）、蕭氏卒」に據るものである。

(9)1064-4 は、『備要』嘉祐八年（1063）「范祖禹曰」³⁶に據る。

『契丹國志』	『備要』
<p>後帝以御容於慶州崇奉、每夕、宮人理衣衾、朔日・月半上食、食氣盡、登臺而燎之、日燒飯、惟祀天與祖宗則然。北狄自黃帝以來為諸夏患、未有事中國之君如事天與祖宗者、書曰、至誠感神、矧茲有苗。其謂是矣。</p>	<p>范祖禹曰、仁宗愛人恤物之心、在位四十二年、未嘗一日而忘。其誠之所及、上極於天、下達於地、內則諸夏、外則夷狄・山川・鬼神・草木、無不及者、誠之至也、契丹主、嘉祐中以其三世畫像、來求聖容、曰、思見而不可得、故來求聖容而見之也。</p> <p>其後、遼使云、今於慶州崇奉、每夕宮人理衣衾、朔日・月半上食、食氣盡、登臺而燎之、日燒飯、惟祀天與祖宗則然。北狄自黃帝以來、為諸夏患、未有事中國之君如事天與祖宗者、書曰、至誠感神、矧茲有苗。其謂是矣。</p>

契丹が仁宗御容を天・祖宗の如く祭った逸話を記す。これが清寧十年（1064）に置かれるのは、『備要』治平元年（1064）「冬、十月詔明堂奉仁宗配」に見えるように、この年、宋において仁宗を明堂祭祀に配したため、契丹の仁宗祭祀をもこの年次に始まるものと判断したものであろう。1064-2・1064-3・1064-5 は『長編』嘉祐二年（1057）に見え、仁宗御容に関わるものとして、1064-4 の前後に置かれたものである。1064-2 冒頭の「是歳」は1064-4 に繋がるが、1064-2・1064-3・1064-5 を挿入し、かつ1064-4 冒頭に『備要』に由来する「後」を存置するため、時間の流れがわかりにくくなっているのである³⁷。

（3）遼末

遼末についても、『備要』が引き続き基本資料として用いられているが、遼金交代に関する独自の記述が頻見する。

表3 卷九「丙子」歳～卷十二の原資料

卷九道宗
1096-1 [丙子] 壽昌二年・2 是歳大國舅帳蕭解里四郎君善騎射（『謀夏錄』[[『遼史拾遺』引] 一部] ³⁸

- 1097-1 [丁丑] 壽昌三年・2 夏六月朔日食・3 秋八月彗出氏
 1098-1 [戊寅] 壽昌四年
 1099-1 [己卯] 壽昌五年・2 春三月帝命蕭德崇等齋國書詣宋³⁹
 1100-1 [庚辰] 壽昌六年・2 春正月宋哲宗崩・3 夏四月朔日食・4 秋七月熒惑犯房心・5 遼帝大漸・
 6 帝聰達明睿・7 嘗有漢人講論語 (『松漠記聞』)・8 先是帝之末年 (『松漠記聞』・『會編』卷三類似)・
 9 女眞之種 (『松漠記聞』)・10 方遼之盛 (『松漠記聞』)・11 論曰攻出房闈

卷十天祚上

- 1101-1 帝諱延禧・2 [辛巳] 乾統元年・3 春正月朔有流星燭地・4 夏四月朔日食・5 是歲女眞楊割死⁴⁰
 1102-1 [壬午] 乾統二年
 1103-1 [癸未] 乾統三年
 1104-1 [甲申] 乾統四年
 1105-1 [乙酉] 乾統五年・2 夏四月遼遣簽書樞密院蕭良詣宋・3 五月宋徽宗遣龍圖閣直學士林摠報聘・4 秋八月天祚以林摠來使而失情
 1106-1 [丙戌] 乾統六年・2 春正月彗出西方・3 三月遼復遣泛使同平章事蕭保先牛溫舒詣宋
 1107-1 [丁亥] 乾統七年・2 冬十一月朔日食
 1108-1 [戊子] 乾統八年
 1109-1 [己丑] 乾統九年
 1110-1 [庚寅] 乾統十年・2 秋九月朔日食
 1111-1 [辛卯] 天慶元年・2 秋九月宋遣鄭允中童貫使遼
 1112-1 [壬辰] 天慶二年・2 春天祚如混同江釣魚 (『備要』・『會編』卷三類似)・3 阿骨打有弟姪曰吳乞買粘罕胡舍輩・4 天祚歲入秋山 (『會編』卷三類似)・5 阿骨打會釣魚而歸 (『備要』・『會編』卷三一部)
 1113-1 [癸巳] 天慶三年・2 春三月朔日食・3 阿骨打將帶五百餘騎
 1114-1 [甲午] 天慶四年・2 秋八月女眞阿骨打始叛 (『備要』・『會編』卷三一部)・3 時天祚射鹿慶州秋山 (『備要』・『亡遼錄』(『會編』卷二十一引))・4 秋九月遼兵遇女眞於寧江州東 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引)一部)・5 女眞服屬大遼二百餘年 (『備要』一部)⁴¹・6 是月天祚出秋山 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引))・7 十月差守司空殿前都檢點蕭嗣先 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引)一部)・8 是月女眞潛渡混同江 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引)一部)・9 初女眞之叛也 (『會編』卷三)・10 遼國舊例 (『備要』・『亡遼錄』(『會編』卷二十一引)一部)・11 北樞密副使耶律幹離朵涑流河路都統 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引))・12 獨涑流河一路遂深入女眞 (『備要』一部)
 1115-1 [乙未] 天慶五年・2 秋七月朔日食・3 八月天祚下詔親征女眞 (『謀夏錄』(『遼史拾遺』引))・『亡遼錄』(『會編』卷二十一引))⁴²・4 一夕軍中戈戟有光・5 女眞師至鴨綠江・6 初天祚親征 (『會編』卷三)・7 次日御營退行三十里 (『謀夏錄』(『遼史拾遺』引)類似)・8 十一月天祚與女眞兵會 (『備要』・『謀夏錄』(『遼史拾遺』引)一部)・9 女眞乘勝・10 耶律章奴係大橫帳 (『謀夏錄』(『遼史拾遺』引)一部)・11 是歲宋遣羅選侯益等詣遼充賀生辰及正旦使 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引))
 1116-1 [丙申] 天慶六年・2 春正月朔夜渤海人高永昌率兇徒十數人・3 自張琳之敗 (『亡遼錄』(『會編』卷二十一引)一部)・4 自天祚親征敗績・5 女眞初援渤海
 1117-1 [丁酉] 天慶七年・2 夏天祚再命燕王會四路兵馬防秋 (『謀夏錄』(『遼史拾遺』引)一部)・

3 有星如月・4 是年蘇復州編民百餘戶泛海至登州岸（『會編』卷一・『東都事略』金國一部）
 1118-1 [戊戌] 天慶八年・2 春正月燕王淳將討怨軍而遇女眞於徽州之東（『謀夏錄』（『遼史拾遺』引）一部）・3 五月壬午朔日有食之（『備要』殘缺？）・4 秋女眞陷東京（『亡遼錄』（『會編』卷二十一引）『會編』卷三一部）・5 是時有楊朴者（『謀夏錄』（『遼史拾遺』引）・『會編』卷三一部）⁴³

卷十一天祚中

1119-1 [己亥] 天慶九年・2 春有赤色（『備要』殘缺？）・3 夏金人攻陷上京路（『亡遼錄』（『會編』卷二十一引））・4 所司即以聞・5 四月朔日有食之
 1120-1 [庚子] 天慶十年・2 冬十月朔日食
 1121-1 [辛丑] 保大元年・2 春日有眚・3 金人自破上京（『燕雲奉使錄』（『會編』卷九引）一部）・4 遼自金人侵犯以來（『備要』一部）
 1122-1 [壬寅] 保大二年・2 春金人陷中京・3 先是金主阿骨打遣使曷魯等如宋（『謀夏錄』（『遼史拾遺』引））・4 由奚西過平地松林（『謀夏錄』（『遼史拾遺』引）一部）・5 天祚自奔夾山（『會編』卷五・『東都事略』遼國一部）・6 夏四月燕王遣知宣徽南院事蕭撻勃也樞密副承旨王居元充告謝使詣宋（『燕雲奉使錄』（『會編』卷五引））・7 是時宋命太師童貫為宣撫使（『備要』・『東都事略』金國類似）⁴⁴・8 又令趙翊〔本董寵兒〕遣使臣說諭易州土豪史成（『會編』卷七）⁴⁵・9 五月童貫再遣种師道等率兵數萬（『會編』卷六・七・『茆齋自叙』（『會編』卷六引）一部）・10 六月童貫至高陽關駐軍（『備要』・『會編』卷七・『茆齋自叙』（『會編』卷八引）一部）⁴⁶・11 當燕王僭號之初（『會編』卷九・『東都事略』遼國一部）・12 八月金主趨中京（『燕雲奉使錄』（『會編』卷十引））⁴⁷・13 自燕王死・14 九月蕭后遣蕭容韓訪詣宋・15 冬十月宋劉延慶郭藥師等自雄州趨新城⁴⁸・16 十二月金粘罕趨南暗口（『備要』・『會編』卷十一一部）⁴⁹

卷十二天祚下

1123-1 [癸卯] 保大三年・2 春正月金主入居庸關（『東都事略』遼國一部）・3 蕭后聞居庸關失守（『東都事略』遼國・『亡遼錄』（『會編』卷十二引））・4 六月奚兵出盧龍嶺（『會編』卷十八一部）・5 耶律大石林牙領兵七千到夾山（『東都事略』遼國一部）・6 張穀者平州人也（『會編』卷十七・十八・『亡遼錄』（『會編』卷十八引）一部）⁵⁰・7 八月朔日食
 1124-1 [甲辰] 保大四年・2 秋七月金人陷應蔚等州・3 是秋天祚得耶律大石林牙兵歸（『亡遼錄』（『會編』卷二十一引））・『東都事略』遼國一部）・4 先是宋徽宗大觀年間（『松漠紀聞』）・5 初女眞入攻時・6 論曰前史稱一秦既亡

『備要』に見えない情報を含む部分は、多くが『東都事略』、『會編』およびそれに引用された『亡遼錄』⁵¹『燕雲奉使錄』⁵²『茆齋自叙』⁵³、あるいは『謀夏錄』⁵⁴に一部の記述が重なるが、たとえば、11144

『契丹國志』	『亡遼錄』
秋九月、遼兵遇女眞於寧江州東、戰數合、渤海大敗、或陣沒、或就擒、獲免者無幾。復攻破寧江州、無少長、悉殺之。	遇女眞軍於州東、渤海大敗、或陣沒、或就擒、獲免者無幾。復攻破甯江州、無少長、悉殺之。

の太字の如く、『契丹國志』がこれらに見えない独自の情報を含むことが多い。點校本は『會編』の引用を主張するが、むしろ『會編』が節略して引用している『亡遼錄』などを直接引用したものと考えるべきであろう。

帝紀の遼末の部分は、『大金國志』と記述内容が重なるが、相違も大きい。まずは原資料である。『契丹國志』が遼末の記述に際して多様な原資料を用いたことは上述の如くだが、一方で、『大金國志』は『契丹國志』と對應する部分については、ほとんど『備要』ばかりを用いている。たとえば、1114-3・4

『契丹國志』	『備要』	『大金國志』
<p>時天祚射鹿慶州秋山、聞之、不以介意、遣海州刺史高仙壽、統渤海子弟軍三千人、應寧江援。</p> <p>秋九月、遼兵遇女眞於寧江州東、戰數合、渤海大敗、或陣沒、或就擒、獲免者無幾。復攻破寧江州、無少長、悉殺之。</p> <p>十月、差守司空、殿前都檢點蕭嗣先〔奉先弟。〕充東北路都統、靜江軍節度使蕭撻勃也副之、發契丹、奚兵三千騎、中京路禁軍、土豪二千人、別選諸路武勇二千餘人、以中京虞侯崔公義充都押官、侍衛控鶴都指揮使、商州刺史邢穎副之、屯出河店、臨白江、與寧江女眞對壘。</p> <p>時遼國太平日久、聞女眞興師、皆願從軍冀賞、往往將家屬團結軍營隨行。</p> <p>是月、女眞潛渡混同江、掩其不備、未陣擊之。嗣先軍潰、其家屬、金帛、牛羊、輜械悉</p>	<p>時天祚射鹿慶州秋山、聞之、不以耿意、遣海州刺史高仙壽討之、</p> <p>為女眞所敗、失寧江州。</p> <p>是時、天祚出秋山、赴顯州冬山射虎、聞警、不行。</p> <p>以蕭奉先弟嗣先</p> <p>帥奚・契丹五千人</p> <p>屯出河店、臨白江、與寧江〔出〕女眞對壘、</p> <p>女眞潛渡混同江、掩擊之、嗣先兵潰、骨肉輜重牛羊金帛、悉</p>	<p>天祚射鹿慶州秋山、遣海州刺史高仙壽討之、</p> <p>為女眞所敗、失寧江州。</p> <p>天祚</p> <p>再以蕭嗣先</p> <p>帥奚、契丹五千人</p> <p>出屯出河店、臨白江、與寧江州女眞對壘。</p> <p>女眞潛渡混同江、掩擊之、嗣先兵潰、</p>

為女眞所得。復以兵追殺百餘里、管押官崔公義、邢穎等死之、又獲去甲馬三千。	為女眞所得、復以兵追殺、 又獲甲馬四千、	又獲甲馬四千。
--------------------------------------	-------------------------	---------

では、『契丹國志』『備要』はそれぞれ獨自に『亡遼録』を引用しているが、それに對し、『大金國志』は『備要』を節引するだけである。このように、遼金交代を記述するに際し、『契丹國志』『大金國志』の原資料は全く異なるといわざるをえない。この事實は、資料條件の相違、延いては編纂年代の懸隔を示唆するものというべきである。

とくにこの事例で注目されるのが、太字で示したように、『契丹國志』が月を詳細に記述するのに對し、『大金國志』が總じて紀月が簡単であることである。さらに、『契丹國志』『大金國志』で紀年が異なる事例も少なくない。

(1)阿骨打立につき、『契丹國志』は『松漠記聞』に據って、道宗末年における阿骨打來朝を記すが、一方で『備要』に據って乾統元年(1101)に阿骨打立を記す。明示的ではないが、阿骨打立年に關する兩説併記である。『大金國志』は『備要』のみを採る。

(2)阿骨打稱帝を、『契丹國志』は天慶八年(1118)の「秋」と「八月」の間に置くが、『大金國志』は「是冬」とする⁵⁵。

(3)上京陷落につき、『契丹國志』は天慶九年(1119)夏とする。『大金國志』が天輔二年(1119)に「是年、攻破遼上京」を置くのは『契丹國志』に據るものだが、一方で天輔三年(1120)には『備要』宣和二年(1120)に據って「是夏、良嗣等在青牛山追及國主、遂從至上京、觀其攻城、不旋踵而破」を置き、兩説併記となっている。なお『遼史』天祚紀は天慶十年(1120)五月、『金史』太祖紀は天輔四年(1120)五月に繋げる。『契丹國志』が天慶九年に繋げるのは『亡遼録』に據るが、引用の段階ですでに天慶十年の「十」が「九」に誤寫されていたものであろう。

(4)阿骨打の燕京入城につき、『契丹國志』は保大三年(1123)正月に置くが、『大金國志』は天輔五年(1122)十二月に置く。

(5)張曩の敗滅を『契丹國志』は保大三年(1123)六月と八月の間に置くが、『大金國志』は『備要』に従って天會元年(1123)十一月に置く。

(6)天祚帝の投降を『契丹國志』は保大四年(1124)に置くが、『大金國志』は『備要』

に従って天會三年（1125）に置く。

資料条件の相違と相まって、歴史記述の基幹というべき紀年につき、かくも多数の相違を呈するわけであり、後述の兩國志同一人物編纂説は、これらに対する説得的な解釋が提示されない限り、決して成立しえない。

2 契丹國九主年譜

卷首「契丹九主年譜」は、

太祖大聖皇帝、〔諱億、番名阿保機。〕梁均王貞明二年丙子稱帝、國號大契丹、改元神冊、辛巳改元天贊、至丙戌天贊六年〔後唐明宗天成元年。〕秋七月崩、在位十一年。

の如き書式で契丹皇帝九代の(1)廟號尊號・(2)諱・(3)番名・(4)改元・(5)崩月・(6)在位年數を一覧する。(1)(3)(5)(6)については、帝紀との異同がある。

(1)廟號尊號 帝紀は各卷頭に「太祖大聖皇帝」の如き廟號尊號を記し、それらは九主年譜と完全に一致する。「××皇帝」の形式を採る尊號は、『遼史』ではおおむね即位の際に「羣臣上尊號曰××皇帝」という書式で記されている。これに對し、帝紀は、世宗「自稱天授皇帝」・天祚帝「自號天祚皇帝」⁵⁶ 以外は、太祖「諡曰大聖皇帝」の如く、「××皇帝」を諡號としている。要するに「××皇帝」に對する解釋が統一されていない。一方で、九主年譜は見出しに廟號尊號を記すだけで、「××皇帝」に對する解釋を回避している。ちなみに『契丹國志』以前の中國史料では、『東都事略』契丹傳は、世宗「自稱天授皇帝」以下、基本的に「××皇帝」を生前の稱號と解しており⁵⁷、『遼史』の伝える狀況に矛盾しないが、『長編』に至っては、「諡穆宗、號天順皇帝」「諡景宗孝成皇帝」「諡曰聖宗」「諡文成皇帝」と、とりわけ「諡」の用法が混亂している。これに比べれば、帝紀はなお書式的に一貫性をもつといわざるをえない⁵⁸。

(3)番名 太宗につき、九主年譜は「元名耀屈之」を加える。「耀屈之」はおそらく『新五代史』契丹傳より補ったものであろう。

(5)崩月 景宗崩につき、帝紀には982-4 冬十二月朔日食・5 是歲帝崩とあって崩月を記さないが、九主年譜は「十二月崩」とする。一方で、道宗崩月や天祚帝投降の月は、帝紀・九主年譜ともに見えない。九主年譜が景宗についてのみ「十二月」を補っ

たのは、翌年が聖宗統和元年であり、異例の踰年改元となるため、歳末の崩御を想定して説明したものであろう。

(6)在位年數 帝紀は太祖・景宗・天祚帝の在位年數を記さず、太宗については「在位凡二十餘年」と概數にとどめているが、九主年譜はこれらに在位年數を補う。さらに帝紀は穆宗を辛亥（951）立、戊辰（968）崩とするので、在位十八年となるものを「帝在位十九年」、道宗を乙未（1055）立、庚辰（1100）崩とするので、在位四十六年となるものを「在位四十七年」とし、矛盾を呈しているが、九主年譜はそれぞれ「在位一十八年」「在位四十六年」に改めている。これらは契丹紀年に關わる問題でもあり、のちにあらためて論ずることにする。さらに九主年譜は、末尾に

契丹自太祖神冊丙子（916）稱帝、至天祚保大甲辰（1124）、計九主、在位首末二百一十五年、實歷二百丹九年。

と記す。「二百一十五年」は太祖十一年・太宗二十二年・世宗五年・穆宗十八年・景宗十五年・聖宗四十九年・興宗二十五年・道宗四十六年・天祚帝二十四年を足したものととなる。

以上の異同はいずれも帝紀が一旦完成したのちに、その記述を補足修正したものと推定される。現行『契丹國志』の編纂が一定の長期間にわたったことを示すものだが、帝紀が参照しえなかった材料の利用は確認されず、さしあたり同一人物の段階的な編纂を想定して差し支えない。

3 眉批

元刊本の書眉には、干支に加えて記事標目に当たる眉批が見える。問題となるのは、點校本の眉批とかなりの出入りがあることである。點校本は、

這次的校點工作即以元刊本為底本而參以永樂大典・古今逸史・古今說海・說郭所收節錄本・復旦大學所藏明鈔本、及席本與承恩堂本等、

と、元刊本を底本として、復旦大學所藏明鈔本・承恩堂刻本（乾隆五十八年 1793）・席世臣掃葉山房本（嘉慶二年 1797）および各種節錄本を参照したとする。點校本は眉批については校勘記を一切附していないので異同の根據ははっきりしないが、承恩堂本・掃葉山房本はすでに眉批を削除しているので、點校本は眉批に限っては、元刊

本ではなく、復旦大學所藏明鈔本を底本としていることが臆測される。

元刊本・點校本の眉批は次表の如くである。元刊本の葉数を付記し、異同のあるものについては、太字で示し、[] は元刊本、() は點校本に固有の文字である。下表では、元刊本の表記に従い、正字・略字を混用する。

卷一 太祖 1a-7b	1b1 阿保機称皇帝建元立國・2a1 [用韓延徽為謀主]・2a2 李存矩(被)[破] 殺盧文進降契丹・2b1 太祖圍幽州・2b2 太祖兵与晋李嗣源(會)[合] 戰・3a1 太祖兵敗・3a2 [盧文進為盧龍節度使]・3b1 太祖弟北大王謀亂・4a1 晋王圍鎮州・4a2 太祖攻定州・4b1 晋王親率兵援定州・4b2 太祖兵敗・5a1 晋 [王] 李存勗稱帝國號大唐 [是] 為莊宗・5b1 唐莊宗中流矢崩・5b2 唐遣姚坤告哀契丹・6a1 契丹囚唐使姚坤需河北之地・6b1 平渤海國擄其主・7a1 制契丹大字・7a2 建四樓於木葉山・7a3 太祖崩・7b1 述律后殺親臣
卷二 太宗上 1a-14b	1b1 盧文進帥衆歸唐・2a1 唐王都叛求救奚酋・2a2 王(宴)[晏] 球敗契丹兵(於)[于] 定州・2b1 唐王晏球(出)[克] 定州・2b2 東丹王奔唐・2b3 契丹遣使如唐・3a1 唐明宗崩・3b1 唐潞王叛・4a1 (太)[唐] 后令潞王即位廢愍帝為鄂王遣王贊(鳩)[耽] 殺之・4b1 石敬瑭斬軍士三十六人・4b2 唐石敬瑭称臣契丹・5a1 契丹主將兵南至晋陽・5a2 契丹兵與唐兵戰大勝・5b1 唐潞王下詔親征・6a1 發民為義(兵)[軍]・6a2 石敬瑭称帝國號大晋割十六州獻契丹・6b1 唐將殺張敬達降契丹・7a1 晋高祖與唐兵戰大潰・7a2 契丹主與晋高祖別・7b1 趙德鈞父子降・8b1 潞王殺東丹王・8b2 潞王自焚死・9a1 改元會同國號大遼・9a2 吳贊郭崇威恥臣契丹・9b1 吳(將)[國] 徐誥称帝國號南唐・9b2 晋事遼稱臣・10a1 遼遣使加晋主尊號・10a2 安重榮等謀攻遼・10b1 晋高祖崩齊王(重貴即位)・11a1 趙延壽欲為中國主・11b1 晋遼二國往來販易・11b2 晋不称臣于遼・12a1 遼兵攻晋許趙延壽為中國帝・12b1 權貝州吳贊赴井死・13b1 晋遣使分括民財・13b2 晋楊光遠叛・
卷三 太宗下 1a-12b	1b1 祁州刺史沈斌守節自殺・1b2 遼晋二兵合戰遼兵敗走・2a1 述律后勸遼主議和・2b1 晋奉表詣遼謝過・2b2 晋兵攻遼・3a1 遼兵攻晋・3a2 絕晋粮道・3b1 李穀請晋帝幸滑州・4a1 杜威等率衆降・4b1 晋皇甫遇扼吭而死・5a1 晋帝及李后上表迎降・5a2 [遼詔出帝勿憂]・5b1 彦澤迫迁出帝(於) 開封府・6a1 殺桑維翰・6b1 晋帝太后及百官迎降・6b2 遼帝入晋門・7a1 斬張彦澤・7b1 中國百官皆如舊制・7b2 諸鎮上表稱臣・7b3 降晋出帝為負義侯・8a1 晋侯合(營)[宮] 迁北・8a2 廣受四方貢獻・8a3 縱兵剽掠打草穀・9b1 遼主易服視朝・9b2 趙延壽乞為皇太子・10a1 劉知遠稱帝・10b1 賊帥梁暉王瓊殺遼兵・10b2 (遼) 述律后賜主脯菓・11a1 遼主婦省太后・11a2 遼太宗崩於欒城
卷四 世宗 1a-5b	1b1 (鎖)[殺] 燕王趙延壽・1b2 兀欲即遼(皇) 帝位・2a1 遼帝歸北國・2a2 述律太后發兵拒兀欲・2b1 徙晋侯并后(於)[于] 懷密州・2b2 蕭翰叛立唐許王為帝・3a1 劉知遠殺許王・3a2 漢主劉知遠殂・3b1 [遼孫方簡降漢]・3b2 [鳩殺麻荅]・3b3 晋侯謁遼帝・3b4 取晋侯宦者從人及延煦・4a1 徙晋侯于建州・4b1 晋李太后卒・4b2 郭允明(弒)

	[式] 隱帝·4b3 太后廢劉贊為湘陰公·5a1 郭威即帝位國號周·5a2 劉崇稱帝·5b1 燕王等作亂弒世宗
卷五 穆宗 1a-5b	1a1 遼兵伐周·1b1 遼蕭海真降周·2a1 周太祖享太廟·2a2 周太祖疾遺詔葬無華侈·2a3 周太祖崩晉王榮立·2b1 北漢兵會遼兵攻周·3a1 周世宗崩·3b1 宋趙太祖即位·4a1 北漢主殂·4b1 (庖人弒) [帝崩謚] 穆宗
卷六 景宗 1a-3b	1b1 宋攻遼兵·1b2 遼攻定州·2a1 彗出柳長三四丈·2a2 宋遣使(使)遼·2b1 宋帝親征北漢·2b2 于越請(兵攻)[師救]幽州·3a1 遼攻關南·3b1 遼帝(贈遺)[體德]不能親朝·3b2 [日食]
卷七 聖宗 1a-9b	1a1 復號大契丹·1b1 宋分三道攻契丹·1b2 擒宋楊業·2a1 于越取瀛州·2a2 契丹攻陷四州·2b1 彗出東井·2b2 鎮星熒惑入南斗·3a1 契丹兵敗·3b1 契丹攻宋·3b2 [康保裔戰死] ⁵⁹ ·4a1 契丹攻宋不利·4a2 [契丹與宋議和]·4b1 [國主上撻覽中傷死]·4b2 (澶淵結盟)[契丹與宋議和]·5b1 使宋告羅·6b1 孔道輔使契丹·6b2 星大如斗聲如雷·8a1 一矢連殪二虎一箭貫三鹿·8b1 宋真宗崩遣使報哀·8b2 北后貽書宋朝皇后·8b3 詔立真宗御靈·9a1 漢兒公事依南朝法度·9a2 [契丹主崩]
卷八 興宗 1a-8b	1a1 皇太后預政·1b1 齊天后(與琵琶工通)[善琵琶通燕李]·1b2 縊殺齊天皇后·2a1 逐母法天(太)后於慶州·2b1 遷葬齊天太后·2b2 星流西北·3a4 迎回法天太后·3a5 遣使往宋賀乾元節·3b3 遣使上宋書求割石晉故地·3b4 [宋遣富弼往契丹報書回謝]·4a1 宋富弼與契丹主辨難·4b1 富弼許納歲幣·5a1 宋富弼來聘契丹·5b1 契丹爭獻納字·6a1 法天專制·6a2 除授官員不依常格·6b1 加封諸弟為王·7a1 流星大如杯·7a2 東京留守叛入高麗·7b1 [彗星見]·7b2 [遣使以興宗畫像求易宋仁宗御容]
卷九 道宗 1a-8b	1a1 彗星出日食·1a2 皇太后卒·1b1 宋仁宗崩遣使致(哀)[祭]·1b2 魯王父子射傷國主臂及馬·2a2 遣使詣宋求真宗仁宗御容·2b3 彗星見日食·3a1 復改號大遼·3a2 遼遣使詣宋爭河東地界·3b1 宋遼指定地界·4a1 日食彗星出軫·4a2 有大星出·4a3 日食·4b1 日食·5a1 國舅蕭解里叛·5a4 楊割阿骨打陰懷異志·5b1 彗星見·5b2 遼書詣宋勸免征西夏·6a1 宋報遼國書·6b1 宋再回割子·7b1 遼主大漸戒孫勿犯宋朝·7b2 國主崩
卷十 天祚上 1a-14b	1a1 流星燭地·1a3 赤白黑氣起·1b1 遼使詣宋請還所侵夏國之地·1b2 宋遣使備言夏國情狀·1b3 遣使詣宋為夏人請地·2a1 宋遣鄭允中童貫使遼·2a2 燕人馬植歸宋賜姓名趙良嗣·2b1 遼主如混同江釣魚·2b2 阿骨打擄趙三阿鶴產家·3a1 阿骨打赴官對證不(服)[伏]·3a2 女真阿骨打謀叛·3b1 天祚不道諸部潛結女真謀叛·4a1 發契丹奚兵與女真戰·5a1 天祚用張琳吳庸率兵東征·5a2 計人戶家業備軍·5b1 分四路出軍與女真合戰大敗·5b2 赦東征潰兵之罪·6a1 天祚下詔親征女真率兵(三)[分]路而進·6a2 軍中戈戟有光·7a1 天祚戰敗·7a2 耶律章奴叛·8a1 腰斬耶律章奴·8a2 天祚(寡)[募]人護駕·8b1 高永昌叛殺蕭保先·8b2 高永昌自稱大渤海皇帝·9a1 遼相張琳討高永昌·9b1 張琳與渤海戰·9b2 女真兵援渤海·10a1 授燕王都元帥·10a2 募遼東(饑)[飢]民充軍號怨軍·10b1 武朝彥叛·10b2 召燕王回闕惟設屯田為備·11a1 渤海兵敗高永昌遁入海·11b1 怨軍叛·11b3 星狀如月·12a1 燕王與女真戰未陳而潰·12b1 天祚議奔宋及西

	夏・(13a1 求遼宋封冊)・13a2 詣遼求封冊・13b1 遼遣使封阿骨打為帝・14a1 阿骨打管遼使
卷十一 天祚中 1a-9b	1a2 金人 [攻] 陷 (遼) 上京・1a3 金人發遼陵寢・1b1 進軍馬及獻錢補進士出身・1b4 [日晷]・1b5 羅青漢等率怨軍作亂・2b1 蕭奉先誣告余觀異謀・2b2 諸軍縱余觀奔・3a2 金人陷中京・3a3 賜晉王死・3b1 天祚奔雲中・3b2 天祚 (宮) [金] 室幼女俘掠一空・4a1 蕭幹立燕王為帝改元建福・4b1 殺劉彥良夫婦燕王肆赦・5a1 降封天祚為湘陰王・5a2 燕遼分管各路・5b1 燕王 [遣使] 詣宋告謝卻之・5b2 宋童貫勒兵巡邊・5b3 童貫遣燕王書使內附・6a1 宋詔燕王使納土・6a2 宋師大集・6b1 童貫兵在高陽・6b2 宋將楊可世敗・7a1 宋徽宗 (降) 詔班師・7b1 [燕王薨諡宣宗]・8a1 燕王妻蕭氏即位・8b1 蕭后賜李處溫死籍其家・8b2 宋封李處溫父子錄其子孫・9a1 金 (兵) [主] 攻天祚・9a2 燕軍郭藥師降宋・9a3 蕭后詣宋稱藩・9b1 [□兵攻燕]・9b2 郭藥師入燕・9b3 金兵分三路入燕
卷十二 天祚下 1a-6b	1a1 蕭后夜遁・1a2 燕大臣迎降金主・1b1 大石林牙挾蕭后歸天祚・1b2 蕭幹自立國號大奚・2a1 蕭幹為部曲 (白) 得哥殺之・2b1 金國授張斡官爵改平州為南京・3a1 金主阿骨打死弟吳乞買立改元天會發燕民由平州歸 [金] 國・3b1 張斡殺左企弓等放燕人復業・3b2 [天祚殺蕭后]・3b3 張斡發軍守平州・(4a1 宋降詔存恤燕民)・(4a2 張斡獻宋平營瀼三州)・4b1 宋授張斡節度使・4b2 金人檄宋索張斡・5b1 金人擒天祚削封海濱王

元刊本・點校本（おそらくは明鈔本）の異同は、単純な誤記に由来するものも少なくないが、一方にしか見えない眉批も存在し、この事實は、元刊本・明鈔本が、元刊本以前の原本をそれぞれ獨自に寫したという経緯を想像させる。元刊本は決して『契丹國志』の最古の状態を反映したものではないのである。本文の異同に比べ、眉批の異同が甚だしく、また時に意味不明の誤寫がなされていることは、原本の段階では、本文のみが刊刻され、これに眉批が手寫されていた状態が想像される。手寫の筆跡が判讀困難であったため、元刊本・明鈔本のそれぞれにおいて、寫されないものがあつたということであろう。

眉注はおおむね本文の一部を節録したものだが、問題は、本文と矛盾するものの存在である。1-7a2「建四樓於木葉山」は「又於木葉山置樓、謂之南樓。大部落東一千里、謂之東樓。大部落北三百里置樓、謂之北樓、後立唐州、今廢為村。大部落之内置樓、謂之西樓、今上京是」に據るが、木葉山に立てられたのは四樓のうち南樓だけである。10-3b1「天祚不道諸部潛結女眞謀叛」は、「及天祚嗣位、責貢尤苛。又天使所至、百般需索於部落、稍不奉命、召其長加杖、甚者誅之、諸部怨叛、潛結阿骨打、至是舉兵謀叛」に據る。「諸部」は「女眞」の諸部のはずだが、「諸部潛結女眞」は「諸部」「女

眞」を區別する表現となっている。これらの事例は、眉批が帝紀本文の編者とは別人によって二次的に附加されたことを明示するものとなる。

第三章 列傳

原資料に注目すれば、帝紀は五代並行期・北宋並行期・遼末に三分されるが、類似の状況は列傳にも認められる。

	卷十三后妃傳	卷十四諸王傳	卷十五外戚傳	卷十六～卷十九列傳
I	太祖述律皇后(『通鑑』 『新五代史』)	東丹王(『通鑑』)		韓延徽(『通鑑』) 張礪(『通鑑』) 趙延壽(『通鑑』) 蕭翰(『通鑑』) 麻荅(『通鑑』) 耶律郎五(『通鑑』) 盧文進(『南唐書』『通鑑』)
II	太宗蕭皇后 世宗甄皇后 穆宗蕭皇后	恭順皇帝	述律魯速 蕭延思 劉珂	
	景宗蕭皇后(『長編』) 聖宗蕭皇后(『長編』) 興宗蕭皇后 道宗蕭皇后	孝文皇太弟(『長編』) 齊國王隆裕(『長編』) 魯王宗元(『長編』) 晉王宗懿 梁王信寧	蕭守興(『長編』) 蕭孝穆(『長編』) 蕭奧只	耶律隆運(『長編』『東都事略』 ⁶⁰) 劉六符(『長編』) 馬保忠(『長編』)
III	天祚蕭皇后(天祚帝紀・『金虜節要』 ⁶¹) 天祚文妃(天祚帝紀)	燕王洪道		張琳(天祚帝紀) 蕭奉先(天祚帝紀) 李儼 耶律余覲(天祚帝紀・『松漠記聞』) 大實(『松漠記聞』) ⁶²

I は五代並行期に屬する人物の傳であり、おおむね『通鑑』に取材している。『綱目』

は用いられていない。帝紀が『綱目』を主資料としたのは、簡潔な年代記を作成する必要に出たものであり、列傳は記述の豊富さからむしろ『通鑑』を選好したのである。

Ⅱの上段は五代並行期、下段は北宋並行期の人物である。景宗蕭皇后に關する記述がおおむね『長編』に見えるのを除けば、独自の情報を多く含む。一部の記述だけが『長編』に見えるものは「(『長編』)」を附記した。これら独自の情報も、『虜廷雜記』あるいは『國史』契丹傳より取材したものと考えてよかろう。

『兩朝國史』契丹傳が治平元年(1064)を記述の下限とすることは上述の如くだが、Ⅱに屬する人物のうち、道宗蕭皇后(宣懿皇后)については、

道宗皇后蕭氏、平州人、贈同平章事蕭顯烈女也。后生有神光之異、後入宮為芳儀、進位昭儀。生空古里、是為秦王、後名元吉、餘子皆不育。道宗登位、后正位中宮、性恬淡寡欲。魯王宗元之亂、道宗與同射獵、内外震恐、未知音耗、后勒兵鎮帖中外、甚有聲稱。後崩、葬祖州。

とある。宣懿皇后は、大康元年(1075)に死を賜り、壽隆七年(1101)、道宗崩御後によく慶陵に改葬された。傳が魯王宗元の亂(清寧九年1063)に言及するのみで、賜死に言及しないのは、それが『國史』契丹傳の下限以降の事件だったからである。一方で、遼末について『契丹國志』が独自の資料を利用したことは上述の如くであり、「葬祖州」はそちらに據ったものであろう。

『長編』に見えない人物として、まず梁王信寧は、「與帝同謀、逐太后出宮」とあり、重熙二年(1034)の法天太后追放に關與した人物である。『虜廷雜記』に由來する記述であろう。一方、晉王宗懿は『遼史』皇族表の魏國王查葛に当たり、清寧五年(1059)に終見し、蕭奧只は張昇を迎接したことが見え、上述の如く、張昇の使遼は実際には嘉祐二年(1057)のことだが、道宗紀はこれを清寧十年(1064)に繋けている。晉王宗懿・蕭奧只ともにやはり治平元年(1064)のやや以前に活躍した人物であり、おそらくは『國史』契丹傳に據るものであろう。

Ⅲは遼末に屬する記述である。天祚帝紀と記述が一部重なるものは、「(天祚帝紀)」を附記した。耶律余覲に關する記述が『備要』『松漠記聞』、大實に關する記述が『松漠記聞』に重なるのを除けば、独自の情報を含む。燕王洪道は明言はされないが耶律淳の父と目され⁶³、李儼は李處溫の父とあり、その關係で遼末資料に記述されていた

ものであろう。

列傳の最後には、番將除授職名・漢官除授職名が附されている。番將除授職名の方は、楊稱姑を除いて全て『通鑑』に見える。漢官授受職名は8人のうち5人までが『長編』に見える。

韓紹芳 同平章事。	天聖三年（1025）「契丹遣宣徽南院使朔方節度使蕭從順、樞密直學士給事中韓紹芳來賀長寧節。」
竇振 三司使。	天聖八年（1030）「契丹遣天德軍節度使蕭昭古、引進使竇振來賀皇太后正旦。」
韓紹昇 宣徽南院事。	天禧五年（1021）「契丹遣使保安節度使蕭堯衰、副使利州觀察使韓紹昇來賀明年正旦。」
耿元吉 戸部使。	天禧四年（1020）「契丹遣使霸州節度使蕭阿括、副使利州觀察使耿元吉來賀承天節。」
劉玄 兵部尚書、知上京留守。	
劉四端 禮部尚書、參知政事、簽書樞密院事。	天聖三年（1025）「契丹遣臨海軍節度使耶律守寧、衛尉少卿劉四端來賀乾元節。」
張克忠 守同司徒兼侍中、知樞密院事。	
韓紹雍 行宮都部署兼侍中。	

天禧四年（1021）～天聖八年（1030）に遼使として見えており、また韓紹雍は『遼史』聖宗紀／太平三年（1023）「以蕭伯達・韓紹雍充賀宋正旦使副、唐骨德・程昭文賀宋生辰使副」に見える。韓紹芳は『遼史』に立傳されており、韓紹昇・韓紹雍はその同輩であろう。また劉玄・劉四端は劉六符の兄で、『遼史』劉六符傳にその事績が見える。

この8人は同時代人であり、漢官授受職名はある時点における遼朝官員一覧を抜萃したものとなる。『遼史』韓紹芳傳に

紹芳、重熙間參知政事、加兼侍中。時廷議征李元昊、力諫不聽、出為廣德軍節度使。聞敗、嘔血卒。

とあり、『遼史』興宗紀には、重熙七年（1038）に侍中を加えられ、十二年（1043）に廣德軍節度使に出たことが見える。「同平章事」は見えないが、重熙元年（1032）から十二年までの間と考えてよからう。趙志忠が歸明した慶曆元年（1041）は正にそ

階で、「諡」を衍し、「太弟」の二字を「帝」に誤ったものと考えよりない。

(2)梁王信寧の父を諸王傳は「北大王烏幹」に作るが、世系之圖は「北大王 撒刺阿潑一名 阿幹」に作る。太祖紀神冊三年(918)「太祖弟撒刺阿潑、號北大王」を諸王傳の「北大王」と同一人物とみなしたものであり、「阿幹」の「阿」は「撒刺阿潑」の「阿」に牽引されて誤り、「幹」は「幹」を誤寫したものであろう。撒刺阿潑の死は『通鑑』同光元年(923)に見えるが、一方、梁王信寧は、重熙二年(1034)の法天太后追放に關與しており、撒刺阿潑の子ではありえない。従って烏幹・撒刺阿潑を同一人物とする世系之圖の記述は誤りとなる。

立傳されていないものも、基本的に帝紀・列傳に見える。すなわち、穆宗の弟蒙兀は太宗蕭皇后傳に、恭順皇帝の子趙王拽刺は恭順皇帝傳に、景宗の弟である平王・荊王・吳王・寧王・河間王は世宗甄皇后傳に、聖宗の弟鄭哥は景宗蕭皇后傳に、興宗の妹である達姐李は興宗紀・聖宗蕭皇后傳に、弟である長沙王宗哲・齊王宗熙・魯王宗正・幽王宗德は興宗紀に、齊國王隆裕の子周王宗業・韓王(宗範)は耶律隆運傳に、晉國王宗元の子楚王洪孝は道宗紀・魯王宗元傳に、晉王洪德は興宗蕭皇后傳に、道宗の子・天祚帝の父である秦王(元吉)は天祚紀・道宗蕭皇后傳に、天祚帝の子趙王・秦王・魯王は天祚紀に、晉王は天祚紀・海濱王文妃傳・蕭奉先傳・耶律余覲傳に、秦王は天祚紀に見える。

世系之圖だけに見えるのが、秦晉國王隆慶の子宗教である。現行本は聖宗の子とするが、系圖の線を引き間違えたものであろう⁶⁴。宗教は『遼史』には聖宗紀/太平九年(1029)「(五月)癸酉、以耶律宗教檢校太傅」に一見するだけだが、1991年、遼寧省北鎮縣鮑家郷高起村西北の山谷より契丹小字・漢文の耶律宗教墓誌が出土した。その出自と官歴につき、漢文墓誌には次のようにある⁶⁵。

皇兄故保義軍節度使、同中書門下平章事、廣陵郡王、以重熙二十二年(1053)歲次癸巳六月二庚午日、薨于治所、享年六十有二。…王諱宗教、字希古、實孝成皇帝之諸孫、孝貞皇太叔之胤子。母曰蕭氏、故渤海聖王孫女、遲女娘子也。…開泰八年(1019)、始授王子郎君將軍。太平初(元年1021)、改授始平軍節度。五年(1025)、南面林牙。…七年(1027)、出領彰國軍節度使、俄換崇義節制。重熙元年(1032)、遷天德軍節度使。…七年(1038)、入為南面契丹諸行宮副部署。明

年（八年 1039）、轉都部署、同中書門下平章事。…十年（1041）、授東北路達領將軍。再歲（十二年 1043）、徵拜宣徽使。十四年（1045）、出知忠順軍節度使事。…十五年（1046）、拜左夷離畢。其年冬、遷授大內惕隱。十七年（1048）、特封廣陵郡王。未幾、改遼興軍節度使。翌歲（十八年 1049）、判興中府。二十一年（1052）、移鎮顯州。…

ここで注目されるのは、重熙八年（1039）から十年（1041）にかけて、同中書門下平章事を務めていることである。宗教の名は、やはり慶曆元年（1041）に歸明した趙志忠『虜廷雜記』の情報に由来するものとなろう。先に契丹國九主年譜が、帝紀が完成したのち、それに附加修正を加えたものであることを論じたが、同じく巻首に属する世系之圖についても、『契丹國志』本文の成立後、一定の期間を距てつつ、本文の諸王を網羅し、かつ耶律宗教を加えているのである。本文において頻用される『虜廷雜記』の利用が推定される、すなわち資料条件の一貫性は、同一人物の段階的な編纂という上掲の推測を支持するものとなろう。

第四章 志

以下、便宜上、卷二十～卷二十七を「志」と汎稱しておくことにする。『契丹國志』の記述に對應するものをもつ文献を表示すると次表の如くである。

卷二十	晉表	『新五代史』高祖皇后李氏傳 ⁶⁶
	澶淵誓書	『長編』景德元年（1004）
	關南誓書	『長編』慶曆二年（1042）
	議割地界書	『長編』熙寧七年（1074）
卷二十一	南北朝饋獻禮物	『長編』景德二年（1005）
	外國貢進禮物	
卷二十二	州縣載記・控制諸國	『亡遼錄』[『郡齋讀書志』引]
	四至鄰國地里遠近	『虜廷雜記』[『考異』引]
	四京本末	『宣和乙巳奉使行程錄』 ⁶⁷ ・『長編』天禧五年（1021）・『北史』 ⁶⁸ 奚傳・靺鞨傳・『新唐書』渤海傳

卷二十三	族姓原始	『虜廷雜記』
	國土風俗・併合部落	『新五代史』契丹傳・『新唐書』契丹傳
	兵馬制度	『長編』雍熙三年（986）
	建官制度・宮室制度	『長編』天聖九年（1031）
	衣服制度	『長編』天禧五年（1021）・景德三年（1006）
	漁獵制度	『長編』天聖九年（1031）・大中祥符六年（1013）
	試士科制	『長編』天聖九年（1031）一部
卷二十四	王沂公行程錄	『長編』大中祥符五年（1012）
	富鄭公行程錄 ⁶⁹	『長編』大中祥符九年（1016）
	余尚書行程錄 ⁷⁰	『事實類苑』
	刁奉使北語詩 ⁷¹	『古今詩話』
卷二十五	胡嶠陷北記	『新五代史』契丹傳
	張舜民使北記	『使遼錄』 ⁷²
卷二十六 諸蕃國雜 記	奚國	（太祖紀）
	古肅慎國	『松漠記聞』
	室韋國	『北史』室韋國傳
	新羅國	『北史』新羅傳
	高昌國	『北史』高昌傳
	女真國	『會編』
	黃頭女真	『松漠記聞』
	嗚熱國	『松漠記聞』
渤海國	『松漠記聞』	
卷二十七	歲時雜記 ⁷³	『燕北雜記』

ここでは原資料について問題を孕むもののみ簡単に言及しておくにとどめる。

『長編』と重なる記述が散見するが、上述の如く、基本的には『國史』契丹傳に直接取材するものと考えてよからう。もっとも、卷二十の遼宋誓書については、それ以外の『長編』と重なる部分に比べて文字の異同が甚だしく、その一方で、『長編』と異なる『契丹國志』の文字が、その他の文獻と合致する事例が少なくない。

『契丹國志』	『長編』	
【澶淵誓書・宋眞宗誓書】 共遵誠信、虔守歡盟、	共遵成信、虔奉歡盟、	『雞肋編』卷中 共遵誠信、虔守歡盟、
【澶淵誓書・契丹聖宗誓書】		

維統和二十二年	維統和二十 [二] 年	維統和二十二年
【關南誓書・契丹興宗致書】 蓋欲洽於綿遠	蓋欲洽於綿永	『太平治蹟統類』卷八 蓋欲洽於綿遠
興一時之狂謀	興一旦之狂謀	興一時之狂謀
遂致移鎮、國強兵富	遂至移鎮國強兵	遂致移鎮國強兵富
前後諳詳。嘗切審專命將臣	前後諳嘗。竊審專命將臣	前後諳詳、嘗竊審專命將臣
【關南誓書・宋朝回契丹書】 且以瓦橋舊地	且以瓦橋內地	且以瓦橋舊地
始敦鄰堡之信	始敦鄰寶之信	始敦鄰堡之信
忽謀狂僭	急謀狂僭	忽謀狂僭
閱習兵夫	閱集兵夫	閱習兵夫
弗違先志	勿違先志	弗違先志
【關南誓書・契丹回宋誓書】 共遵誠紀	共遵成約	共遵成紀
或有盜賊逃遁	或有盜賊逋逃	或有賊盜逃遁
修壕葺塞	洵壕完葺	修壕葺塞
不克享祀、昭昭天鑒、共當殛之	不克享國、昭昭天鑒、當共殛之	不克享祀昭昭天鑒其當殛之
【議割地界書・大遼求地界書】 切以累朝而下	爰自累朝而下	『太平治蹟統類』卷十六 切以累朝而下
克保於難知	克保於驩和	克保於難知
理須至於敷陳	理惟至於敷陳	理須至於敷陳
一帶疆土	一帶疆里	『宋會要輯稿』蠻夷二 一帶疆土
或營修伐戍壘、或存止居舍	或營修戍壘、或存止居民	『太平治蹟統類』卷十六 或營脩伐壘存止或舍居
盡令折移	盡合折移	盡令折移
(無)	爰馳介馭、特致柔緘、遠亮周隆、幸希詳審。	(無)
據侵入當界事理 [四五]、所起鋪墩之處 各差官員	據侵入當界地里所起鋪形之處、合差官員	據侵入當界事理所起鋪候之處 各差官員
卻於久來元定地界再安置外	卻於久來元定界至再安置外	却於久來元定地界再安置外
茲實穩便	茲實便穩	茲寔穩便
【議割地界書・宋朝回書】		

具達本因。細料英聰

具達本國、緬料英聰

具達本因。細料英聰

遼宋誓書については、『長編』景德元年『兩朝誓書冊』が見え、これが最も第一次的な資料であった。文字の異同は転寫の過程で生じたに違いないが、『長編』と異なる『契丹國志』の文字が、『宋會要輯稿』・『雞肋編』（紹興三年1133序）・『太平治蹟統類』⁷⁴などに見えるという事実は、『契丹國志』やこれら諸文献の據った遼宋誓書轉寫本が、『長編』のそれとは別物であったこと、すなわち、『契丹國志』の遼宋誓書が『長編』を引用したものではないことを示唆する。

卷二十一の外國貢進物件は、新羅國（高麗）・西夏國・諸小國（高昌國・龜茲國・于闐國・大食國・小食國・甘州・沙州・涼州）の朝貢に關わる記述である。簡潔だが形式が整い、『宋會要輯稿』がこれを収録するように、『會要』の一節を彷彿させる。宋使の一過的な見聞ではなく、趙志忠『虜廷雜記』に由來するものであろう。

卷二十二の州縣載記は『會編』の引く『亡遼錄』に重なるが、文字の出入りがかなりある。『郡齋讀書志』卷二下には『北遼遺事』の序文が見えるが、この州縣載記ならびにそれに對應する『會編』卷二十一引『亡遼錄』に重なる。

『契丹國志』	『亡遼錄』	『郡齋讀書志』
契丹自太祖、太宗初興、戰爭四十餘年、吞併諸番、割據燕、雲、南北開疆五千里、東西四千里、共二百餘州。	遼國自太祖阿保機創業於其前、太宗耶律德光擴境於其後、吞併諸番、割據漢界、南北開疆五千里、… 戎器之備、戰馬之多、前古未有、子孫繼統二百三十餘年、嘗與中原抗衡、曾無一日秋毫之警、祖宗功業、規模可謂宏遠矣。 迨至天祚失御、女眞稱兵、首尾攻戰十二年間、舉國土崩瓦解、古人所謂得之難而失之易者、非虛言耳、不可哀哉。	遼國自阿保機創業於其初、德光恢廓於其後、吞併諸蕃、割據漢界、南北開疆五千里、東西四千里、 戎器之備、戰馬之多、前古未有。子孫繼統二百三十餘年、 迨至大祚失馭、女眞稱兵。十三年間、舉國土崩。 古人謂得之難失之易、非虛言耳。

「東西四千里」の一句は『會編』引『亡遼錄』に見えない。『契丹國志』が『會編』からの重引ではなく、『亡遼錄』を直接引用したことを明示する。

四至鄰國地里遠近は上掲『宋會要輯稿』崇儒五 / 獻書升秩に趙志忠の上書の内容として、「四至鄰國、遠近地里」と、ほぼ同じ表現が見え、つとに王國維「萌古考」（『觀堂集林』卷十五）が指摘するように、『虜廷雜記』に由來するものとなろう⁷⁵。「正西與吳賊以黃河為界」の一節は、李元昊の在位中（1032-48）であることを示し、この推測を支持する。

卷二十三の族姓原始は、『資治通鑑考異』貞明二年に引く『虜廷雜記』に一部重なるが、下表に示すように、『契丹國志』の方がかなり詳細であり、『考異』に比してより完全な引用ということになる。

『契丹國志』	『虜廷雜記』
契丹部族、本無姓氏、惟各以所居地名呼之、婚嫁不拘地里。 至阿保機變家為國之後、始以王族號為橫帳、仍以所居之地名曰世里著姓。世里者、上京東二百里地名也。 今有世里沒里、以漢語譯之、謂之耶律氏。復賜后族姓蕭氏。番法、王族惟與后族通婚、更不限以尊卑。其王族、后族二部落之家、若不奉北主之命、皆不得與諸部族之人通婚；或諸部族彼此相婚嫁、不拘此限。漢人等亦同此。故北番惟耶律、蕭氏二姓也。	阿保基變家為國之後、始以王族號為橫帳、 姓世里沒里、以漢語譯之謂之耶律氏。賜后族姓曰蕭氏。王族惟與后族通婚； 其諸部若不奉北主之命、不得與二部落通婚。

第五章 契丹紀年

『契丹國志』帝紀の契丹紀年は、『遼史』との齟齬が甚だしい。下表では両者の干支が一致するものを太字で示した。

『遼史』	『契丹國志』 帝紀

<p>神冊元年 (丙子 916) 天贊元年 (神冊七年／壬午 922) 天顯元年 (天贊五年／丙戌 926) * 七月庚戌；太祖崩</p> <p>會同元年 (天顯十三年／戊戌 938) 大同元年 (會同十年／丁未 947) * 四月丁丑；太宗崩</p> <p>天祿元年 (大同元年／丁未 947) * 五年 (辛亥 951) 九月癸亥；世宗崩</p> <p>應曆元年 (天祿五年／辛亥 951) * 十九年 (己巳 969) 二月己巳；穆宗崩</p> <p>保寧元年 (應曆十九年／己巳 969) 乾亨元年 (保寧十一年／己卯 979) * 四年 (壬午 982) 九月壬子；景宗崩</p> <p>統和元年 (癸未 983) 開泰元年 (統和三十年／壬子 1012) 太平元年 (開泰十年／辛酉 1021) * 十一年 (辛未 1031) 六月己卯；聖宗崩</p> <p>景福元年 (太平十一年／辛未 1031) 重熙元年 (景福二年／壬申 1032) * 二十四年 (乙未 1055) 八月己丑；興宗崩</p> <p>清寧元年 (重熙二十四年／乙未 1055) 咸雍元年 (乙巳 1065) 大康元年 (乙卯 1075) 大安元年 (乙丑 1085) 壽隆元年 (乙亥 1095) * 七年 (辛巳 1101) 正月甲戌；道宗崩</p> <p>乾統元年 (壽隆七年／辛巳 1101) 天慶元年 (辛卯 1111) 保大元年 (辛丑 1121) * 五年 (乙巳 1125) 五月；天祚帝廢</p>	<p>神冊元年 (丙子 916) 天贊元年 (神冊六年／辛巳 921) * 天贊六年 (丙戌 926) 七月；太祖崩 天顯元年 (天贊七年？／丁亥 927) 會同元年 (天顯十一年？／丁酉 937) * 十一年 (丁未 947) 四月；太宗崩 天祿元年 (戊申 948) * 四年 (辛亥 951)；世宗崩 應曆元年 (天祿四年／辛亥 951) * 十八年 (戊辰 968)；穆宗崩 「帝在位凡十九年」 保寧元年 (應曆十八年／戊辰 968) 乾亨元年 (甲戌 974) * 九年 (壬午 982)；景宗崩 統和元年 (癸未 983) 開泰元年 (統和三十一年／癸丑 1013) 太平元年 (壬戌 1022) * 十年 (辛未 1031) 六月三日；聖宗崩 「在位通太后臨朝凡四十九年」 景福元年 (壬申 1032) 重熙元年 (癸酉 1033) * 二十三年 (乙未 1055) 八月；興宗崩 清寧元年 (重熙二十三年／乙未 1055) 咸雍元年 (乙巳 1065) 壽昌元年 (乙亥 1095) * 六年 (庚辰 1100)；道宗崩 「在位四十七年」 乾統元年 (辛巳 1101) 天慶元年 (辛卯 1111) 保大元年 (辛丑 1121) * 四年 (甲辰 1124)；天祚帝廢</p>
---	---

かつては『遼史』『契丹国志』の紀年の優劣を問題とする研究がなされたが⁷⁶、その後、

石刻資料の蓄積により、『遼史』紀年のうち、天顯以降の元年干支が正しいこと、「壽隆」が「壽昌」の誤記であることが確認され、今日の契丹史研究では基本的に『遼史』紀年が採用されている。ここでは、前章までの議論を踏まえつつ、帝紀契丹紀年の成立過程を考えてみよう。

1 契丹紀年の原資料

帝紀が『綱目』『備要』を主資料として編纂されたことは上述の如くだが、あらかじめ確認しておかねばならないのは、契丹紀年の復元に際し、帝紀はこれらとは別に独自の材料を有し、それを優先したということである。

独自の材料として、まずは、(1)皇帝崩年の一覧（以下「崩年表」）がある。契丹皇帝の崩年は、『綱目』⁷⁷『備要』⁷⁸に見え、それらは『遼史』に一致する。ところが、帝紀は穆宗・道宗の崩年および天祚帝の滅年を『備要』のその前年に繋げている。注目されるのは、帝紀が、穆宗・道宗について、

〔戊辰 968〕應曆十八年。〔宋太祖開寶改元。〕…逮至末年、殘忌猜忍、左右小有過愆、至于親手刃之。數年之間、重足屏息、人人虞禍。會醉、索食不得、欲斬庖人、掌膳者恐禍及、因捧食以進、挾刃弑帝於黑山下。帝在位凡十九年、諡曰天順皇帝、廟號穆宗。（穆宗紀）

〔庚辰 1100〕壽昌六年。〔宋元符三年。〕…遼帝大漸、戒孫延禧曰、南朝通好歲久、汝性剛、切勿生事。又戒大臣曰、嗣君若妄動、卿等當力諫止之。帝崩、在位四十七年、廟號道宗、諡天福皇帝。（道宗紀）

と、「十九年」「四十七年」の在位年数を掲げていることである。「十九年」は世宗崩年の辛亥（951）から数えて乙巳（969）、「四十七年」は興宗崩年の乙未（1055）から数えて辛巳（1101）に当たり、『遼史』に一致する。結果的に、帝紀は在位年数によって崩年或説を示しているのである。

ここでさらに注目されるのは、巻首「契丹國九主年譜」であり、穆宗・道宗の在位年数をそれぞれ「在位一十八年」「在位四十六年」に改めて或説を排除している。

第二の独自材料としては、(2)年號年數一覧（以下「年號表」）がある。契丹の改元年次は『契丹國志』による引用が確認された宋代文獻から基本的に獲得しうる。すな

想定するならば右表左のようになる。このような年號表が帝紀以前に存在したことは、後述の如く、『長編』に傍證を得る。『遼史』との改元年次の齟齬を考慮すると、契丹紀年の復元にあたって、帝紀が年表を利用しえた可能性はなく、また年號表についても、すでに右のように甚だしく破損していたものと思われる。

年表においては年内改元の場合、新年號だけを記し、その結果、旧年號の年數が見かけ上一年減少することになる。神冊・天祿・應曆・開泰・太平・重熙・壽昌について、帝紀の年數が『遼史』のそれより一年少ないことは、こうした年號表の介在によってきわめて容易に説明される⁸²。

天祚帝の廢位が、『遼史』の保大五年より一年早い保大四年となっているのは、中國を主とし、遼金を従とする南北朝對照年表において、遼の滅亡年次である保大五年=天

神冊六	神冊六
天贊四	天贊
天顯十三	天顯
會同九	會同
天祿四	天祿四
應曆十八	應曆十八
保寧十	保寧七
乾亨四	乾亨
統和二十九	統和
開泰九	開泰
太平十	太平十
景福元	景福元
重熙二十三	重熙二十三
清寧十	清寧十
咸雍十	咸雍
太康十	
大安十	
壽昌六	壽昌六
乾統十	乾統十
天慶十	天慶十
保大四	保大四

會三年について、年内改元と同じ處理を施して天會三年のみをとどめたためであろう。

大同が見えないのは、そもそも丁未(947)に會同十年→大同元年→天祿元年という二度の改元が行われたため、すでに年表の段階で、會同九年の翌年に天祿元年のみを表記していたためである。

太康・大安は、『東都事略』(淳熙十三年1186)にも見えず、『長編』にも太康・大安改元が見えない。『契丹國志』固有の事情ではなく、12世紀の一般的狀況を反映したものといえる。詳細は後述するが、年表の段階で、咸雍元年～壽昌元年の間がすでに空白であった可能性もある。

さらに、これも詳細は後述するが、(1)崩年表、(2)年號表に加えて、『遼史』と改元年次が一致する神冊・應曆・統和・清寧・咸雍・壽昌・乾統・天慶・保大のうち、少なくとも神冊・統和・壽昌～保大については元年干支ないしそれを直接推算しうる材料を有していたと考えざるを得ない。

2 契丹紀年の復元過程

(1)太祖 紀年の復元に際しては、起点となる絶対年次が不可欠である。太祖紀916-2「建元曰神冊」は、上述の如く『綱目』に據り、ほぼ同じ文章は『通鑑』にも見える。さらに『考異』には、

紀年通譜云、舊史不記保機建元事。今契丹中有曆日、通紀百二十年。臣景祐三年（1036 重熙五年）冬北使幽薊、得其曆、因閱年次、以乙亥（915）為首、次年始著神策之元、其後復有天贊。

と、『紀年通譜』の一節を引き、丙子（916）＝神冊元年を證言している。神冊元年を丙子とする認識はすでに異論の餘地のないものであった。

ついで天贊元年を、『通鑑』『遼史』は壬午（922）に置き、『遼史』は神冊七年→天贊元年の年内改元とするが、帝紀は、年號表「神冊六」を用い、辛巳（921）に神冊六年→天贊元年の年内改元を置く。太祖紀921-1が「神冊六年改元」を特記するのは、『通鑑』が壬午（922）に天贊元年を置くことを牽制したものであろう。

神冊七年の如き、年内改元の際の旧年號の年数が曆譜に表記されず、従って年號表に反映されないことは上述の如くである。ところが『契丹國志』においては、年號表のそうした性格が失念され、年内改元の際の旧年號年数である場合をも想定しているのである。

(2)太宗 天贊六年の翌年丁亥（927）を天顯元年、天顯十年の翌年丁酉（937）を會同元年、太宗崩年を會同十一年丁未（947）とする。年號表の天贊四・天顯十二・會同九からは導かれない年数であり、この部分の破損を證する。天顯元年・會同元年は『通鑑』に一致するが、天贊改元において『通鑑』を退けていることを考慮するならば、ここで『通鑑』に據ることは、年號表の破損を重ねて傍證する。

(3)世宗 世宗崩年たる辛亥（951）を天祿四年、遡って太宗崩年の翌年たる戊申（948）に天祿元年を置く。年號表「天祿四」に従う以上、他に選擇の餘地がなかったわけだが、結果的に太宗崩御の際に、會同→天祿の踰年改元を想定することになる。契丹において皇帝崩御の際、年内改元が基本であったことは中華との相違点として周知の事實であった模様であり、ここではそれを憚ったものか、「是年猶稱會同」と特記している⁸³。

(4)穆宗 上述の如く、帝紀の據った「崩年表」は、穆宗崩年を戊辰（968）に置く。世宗崩年たる辛亥（951）における年内改元を想定し、「應曆十八」より十八年目を崩年としたものである。帝紀は結果的にその年代觀を追認している。

(5)景宗 穆宗崩年たる戊辰（968）に應曆十八年→保寧元年の年内改元を置く。ついで、甲戌（974）に乾亨元年を置く。戊辰から數えて七年目に当たり、年號表が保寧「十」を「七」と誤寫し、それに従って保寧七年→乾亨元年の年内改元としたものである。年號表は、本來「四」とあったはずの乾亨の年數を欠いていた模様であり、甲戌から數えて景宗崩年である壬午（982）が九年目であるので、その年を乾亨九年としている。

(6)聖宗 景宗崩年の翌年である癸未（983）に統和元年を置く。皇帝崩御の際に踰年改元が行われることは異例であり、統和元年については、それが癸未に当たるという材料が存在したと考えざるを得ない。卷二十に収録されている「契丹聖宗誓書」の冒頭に「維統和二十二年、歲次甲辰」とある。甲辰（1004）「二十二年」から遡って癸未を元年としたものであろう。

ついで開泰・太平改元は、帝紀には異例の注記をもち、かついずれも『長編』と表現が重なる。

『契丹國志』	『長編』
[癸丑 1013] 開泰元年。[統和三十一年、改元開泰、宋大中祥符六年。] 是年、契丹以幽州為析津府。	(王) 曾使還、言、是歲 契丹改統和三十一年為開泰元年、以幽州為析津府。(大中祥符五年 1012)
[壬戌 1022] 太平元年。[開泰盡九年、改元太平。宋乾興元年。]	是歲、契丹改年曰太平。[開泰盡九年。] (天禧五年 1021)

『遼史』によれば、開泰改元は、統和三十年（壬子 1012）十一月甲午（一日）のことであり、年號表では「統和二十九」となるところだが、帝紀は「統和三十一年」を採用しており、「統和二十九」が破損していたことを知る。『長編』は王曾「上契丹事」を引くものであり、これに續く部分を、『契丹國志』卷二十四は『王沂公行程錄』として収録している。『長編』との文字の出入りが少なくなく、『長編』ではなく『國史』契丹傳からの引用であらう。

この一節を『宋會要輯稿』蕃夷二は次のように作る。

(大中祥符)六年、知制誥王曾充使還、上契丹事。曾上七事、契丹改統和三十一年為開泰元年、以幽州為(折)[析]津府、

聖宗の生辰は保寧三年十二月己丑(二十七日)(『遼史』景宗紀)である。王曾は大
大中祥符五年十月己酉(十五日)に契丹國主生辰使を拜命した。この年には閏十月があ
り、改元がなされた十一月甲午(一日)は46日後であり、王曾がすでに契丹領内にあ
ったことは想像に難くない。改元を目睹した王曾が、統和三十年を三十一年に誤るとい
った事態は考えがたい。本来の上事では「統和三十年」に作っていたものが、上事の年
次である大中祥符六年(癸丑1013)が統和元年(癸未983)から三十一年目に当たる
ことから、「統和三十年」に「一」が竄入されたものであろう。

太平改元に關わる「開泰盡九年」なる注記は、『長編』においては孤例である。こ
れもあるいは『國史』契丹傳の記述であらう。年號表でも「開泰九」になるはずであ
り、殊更に注記するのは、年號表以外の材料にも見えることを指摘して、自説を補強
したものであろう。

帝紀は、聖宗崩年である辛未(1031)を年號表に據って太平十年、遡って壬戌(1022)
を太平元年とした。開泰元年を癸丑(1013)とすると九年は辛酉(1021)となり、壬
戌と連續する。これを開泰九年→太平元年の踰年改元と理解したものであろう。

(7)興宗 帝紀は、年號表に従って、興宗崩年の乙未(1055)を重熙二十三年とし、遡
って癸酉(1033)を重熙元年、その前年壬申(1032)を景福元年とする。聖宗崩年の翌
年に景福元年を置く踰年改元は皇帝崩御の際には異例だが、世宗の場合と同様、年號
表に従う限り餘儀なき選擇であった。

清寧改元に「重熙二十三年改元清寧」と注記するのは、やはり『國史』契丹傳の參
見を強調したものであろう。『長編』治平二年(1065)

契丹主洪基改清寧十一年為咸雍元年。〔此據章衡編年通載、而國史不載。按兩朝
史契丹傳稱(眞宗)[宗眞]重熙二十三年卒、洪基立、改清寧。清寧九年即治平
四年。神宗史契丹傳亦同。然治平四年字誤也、當作治平元年(1064)。又治平元
年實洪基清寧十年、蓋洪基以重熙二十三年立、即改元清寧、不待踰年、國史誤以
踰年數之、故治平元年始當清寧九年、其實當清寧十年、又誤以治平元年為四年也。〕

は、『兩朝國史』契丹傳に「(眞宗) [宗眞] 重熙二十三年卒、洪基立、改清寧」とあったことを示す。『遼史』によれば、興宗崩御は重熙二十四年八月己丑、清寧改元は八月辛丑であり、『國史』の「二十三年」は『契丹國志』が用いたものと同様の年號表の年數に他ならぬ。先の天贊改元の事例と同様に、年號表の年數を誤解して年内改元に解している。

清寧改元について注記を附しているのは、やはり『國史』の參見を強調するものだが、これは一つには重熙の年代觀につき異説があったためである。すなわち、卷二十に引く「契丹回宋誓書」には「維重熙十一年、歲次壬午」の書き出しがある。十一年が壬午(1042)であれば、重熙元年は壬申(1032)となり、『遼史』に一致する。ところが『契丹國志』は重熙元年を癸酉(1033)とするので、「壬午」を「癸未」(1043)に改めているのである。頑ななまでに年號表に従い、「誓書」の干支を誤りと判断したものである。『國史』の記述は自説を支えるものであり、そこで、この注記を行ったものである。

(8)道宗・天祚帝 興宗崩年の乙未(1055)に重熙二十三年→清寧元年の年内改元を置き、年號表「清寧十」に従って甲辰(1064)を清寧十年、翌年乙巳(1065)を咸雍元年とする。年號表は咸雍の年數および太康・大安を欠いていたので、壽昌元年乙亥(1095)の前年甲戌(1094)を咸雍三十年とする。

壽昌～保大元年の干支は『遼史』に一致し、それらに關する材料を有していたものと判断される。壽昌六年庚辰(1100)に道宗崩御を置き、異例の踰年改元で翌年辛巳(1100)に乾統元年を置くのは、壽昌元年乙亥・乾統元年辛巳を示す材料に従った上で、年號表「壽昌六」を用いたからである。

3 契丹紀年の認識

上述の如く、太康・大安は『東都事略』にも見えず、また『長編』にも太康・大安改元のことは見えない。帝紀が太康・大安を欠くことは、12世紀の一般的狀況に屬するものであったというべきである。

前節では、帝紀契丹紀年の據った年號表の素材として南北朝共觀年表の存在を想定したが、そもそもこうした年表はどのように成立したのであろうか。まず確認しておきたいことは、11世紀中葉以降、『紀年通譜』『編年通載』があり、契丹紀年の一覽

を可能にしていたことである。

宋祁『紀年通譜』については、『文獻通考』經籍考二十に

紀年通譜十二卷 晁氏曰、皇朝宋庠字公序撰。自漢文帝後元戊寅（163BC）、止周恭帝顯德庚申（960）、為九篇、以本朝建隆之元（960）至慶曆辛巳（元年1041）為一篇、皆曰統元、以甲子貫之。有五號、曰正・閏・偽・賊・蠻夷。

とあり、同じく『文獻通考』經籍考十七

龍龕手鏡三卷 晁氏曰、契丹僧行均撰。凡二萬六千四百三十字、注十六萬三千一百餘字。僧智光為之序。後題云、統和十五年丁酉（997）、按紀年通譜、邪律隆緒嘗改元統和、丁酉、至道三年也。

では、晁公武が、『龍龕手鏡』後題の「統和十五年丁酉」を『紀年通譜』によって正しく至道三年に換算している。『紀年通譜』の材料として、『考異』に、

紀年通譜云、舊史不記保機建元事。今契丹中有曆日、通紀百二十年。臣景祐三年（1036 重熙五年）冬北使幽薊、得其曆、因閱年次、以乙亥（915）為首、次年始著神策之元、其後復有天贊。

とある。宋祁は景祐三年（1036）に契丹の「曆日」と稱される年表を獲得し、それは乙亥（915）から百二十年、すなわち甲戌（景祐元年・重熙三年 1034）までの干支と契丹年號を記していた。

『紀年通譜』は慶曆元年（1041）で終わっていたが、そのあとを補うものとして、章衡『編年通載』がある。『長編』治平二年（1065）

契丹主洪基改清寧十一年為咸雍元年。〔此據章衡編年通載、而國史不載。〕

に、『國史』に見えない咸雍改元を『編年通載』を以て補ったことが見える。『文獻通考』經籍考二十

編年通載十五卷 晁氏曰、皇朝（張）〔章〕衡撰。衡觀四部書至古今纂輯運曆書十餘家、皆淺陋擗釀、無足紬繹、乃編歷代年號、貫以甲子、始於帝堯、訖於國朝治平丁未（四年 1067）。…熙寧七年（1074）表獻之。

によれば、『編年通載』は治平四年（1067）で終わっており、熙寧七年（1074）に上進されている。

太康・大安が見えないのは、太康元年（1075）・大安元年（1085）が『編年通載』

の下限である治平四年（1067）以降に屬することとおそらくは無關係ではない。宋において、太康・大安年號の存在が全く知られていなかったわけではなく、たとえば『長編』元符二年（1099）には、「夏國差人告奏」以下の一段に「太康七年」「大安八年」が見え、宣和六年（1124）の高麗への使行の記録である徐兢『宣和奉使高麗圖經』

嘗大敗虜、始臣事之、用其年號、終統和開泰凡二十一年、至王詢大破北敵、復通中國、乃於眞宗皇帝大中祥符七年（1014）、遣使請班正朔、朝廷從之、後遂用大中祥符之號、易去北虜開泰之名、至天禧（1017-21）中、北敵復破高麗、殺戮其民幾盡、王詢至棄國而逃於蛤窟、敵留城中八月、會西北山萬松皆作人聲、始駭懼引去、仍強班正朔於詢、詢以力屈不得已而用之、自太平二年（1022）終十（七）年、至重熙終二十（二）〔三〕年、清寧終十年、咸雍終十年、太康終十年、太安終十年、壽昌終六年、乾統終十年、天慶至八年、凡一百年、而耶律為大金所困、高麗遂去北敵之號、又以未請命于朝、不敢輒用正朔、故但以歲次紀年而將有請焉耳。

には、統和～天慶の契丹年號が見え、乾道六年（1170）の金への使行の記録である范成大『攬轡錄』（『會編』卷二百四十五引）

虜本無年號、自阿骨打始有天輔之稱、今四十八年矣。小本歷通具百二十歲相屬、某年生而四十八歲以前、虜無年號、乃撰造以足之、重熙四年、清甯・咸雍・太康・大安各十年、（盛）〔壽〕昌六年、乾（通）〔統〕十年、（大）〔天〕慶四年、收國二年、以接於天輔。

にも重熙～天慶の契丹年號が見える⁸⁴。

しかし、『紀年通譜』『編年通載』の如き、契丹紀年を一覧する材料がない段階では、個別的な材料から太康・大安元年を推算することは久しく怠られてきたということであろう。

結局のところ、包括的な編年體ないし綱目體史書において太康・大安元年が初見するのは、『皇宋十朝綱要』においてである。『皇宋十朝綱要』の成書は嘉定六年（1213）～七年（1214）あたりに目される⁸⁵。嘉定七年すなわち貞祐二年は金が燕京を放棄して開封に移動した「貞祐南遷」の當年に他ならない。臆測を逞しくすれば、金朝の崩壊過程において、金朝に蓄積されてきた契丹關係の情報が流入するようになり、宋人の契丹紀年認識の空白がようやく補填されたということであろう。

これに對し、壽昌～保大元年が『東都事略』あるいは『契丹國志』において正確に把握されているのは、たとえば『亡遼録』のように、遼末の情報がすでに12世紀初頭に同時代的に流入していたからにほかならない。

『契丹國志』帝紀は、五代並行期については『綱目』、北宋並行期については『備要』を主資料とし、『通鑑』や『三朝國史』『兩朝國史』契丹傳を参照している。さらに遼末については『亡遼録』『燕雲奉使録』『茆齋自叙』『謀夏録』を加えている。

『綱目』は嘉定十二年(1219)に刊行され、『備要』は紹定二年(1229)の序をもつ。従って帝紀の成書は13世紀中葉を遡らないが、それにも関わらず、紀年については、咸雍元年(1065)～壽昌元年(1096)の間の情報を欠くという12世紀の状況にとどまっている。この時期の情報の欠落は、實は『契丹國志』全書にわたることであって、帝紀においては、『兩朝國史』契丹傳の末年にあたる治平元年すなわち清寧元年(1064)から、阿骨打が初見する壽昌二年(1096)の間については、『備要』以外の原資料を用いていないのである。

13世紀に成書しながら、12世紀の状況が残存するという事態は一見不可解である。とりわけ紀年については、道宗紀1066-4「是歲契丹復改號大遼」が、『備要』治平三年「是歲、契丹改號大遼、[時咸雍二年也。熙寧八改太康、元豐八改大安、紹聖二改壽昌。]」を引用しつつ、そこに注記された太康・大安年號を無視している。これにはいくつかの説明が可能であろう。

第一は、『契丹國志』編纂に際しての資料条件の悪さである。上掲の事例についていえば、『契丹國志』が用いた『備要』が不完全で、注記を欠いていた可能性である。さらに紀年については、『皇宋十朝綱要』が「庚申建隆元年[契丹主述律應曆十年]」のように、見出しとなる干支・宋年號に契丹年號を附記している。この事實は、『契丹國志』が『皇宋十朝綱要』を参照しえなかったことを明示するものである。

第二は、『契丹國志』編者の疎漏である。上掲の事例でいえば、注記を見落とした可能性である。上述の如く、太祖紀907-1は『綱目』の「晉王」李克用を李存勗に誤認している。

第三は、『契丹國志』がとくに紀年については、上述の崩年表・年號表といった獨自資料を過信した可能性である。これについては先行文獻における紀年認識の不備な

いし混乱があったため、これらを比較検討することを『契丹國志』があらかじめ半ば放棄していたという状況が想像される。すなわち、『備要』は開泰・太平改元を欠いており、また『國史』にしても、『長編』治平二年

契丹主洪基改清寧十一年為咸雍元年。〔此據章衡編年通載、而國史不載。按兩朝史契丹傳稱（眞宗）〔宗眞〕重熙二十三年卒、洪基立、改清寧。清寧九年即治平四年。神宗史契丹傳亦同。然治平四年字誤也、當作治平元年（1064）。又治平元年實洪基清寧十年、蓋洪基以重熙二十三年立、即改元清寧、不待逾年、國史誤以逾年數之、故治平元年始當清寧九年、其實當清寧十年、又誤以治平元年為四年也。〕

に窺われるように、「治平元年」→「四年」の誤記や、年内改元を踰年改元に誤認するなどの矛盾を多くはらむものであった。『契丹國志』が獨自資料を最優先して獨自の紀年復元を試みたのは、こうした一般的状況が作用したものとも思われる。

『契丹國志』の契丹紀年は同じく 12 世紀の資料状況を反映した『東都事略』に比べて、甚だしく錯誤している。これはたとえば年號表に損失が多いという史料的條件の悪さに加え、年號表の年數に年内改元の可能性を認めるといふ誤認が重なったためである。しかし、結果的に、契丹紀年に對する 12 世紀の認識を間接的にでも保存するものとなっている。

結語

本稿では、『契丹國志』帝紀の最も主要な原資料が、『通鑑』『長編』ではなく、『綱目』（嘉定十二年 1219 刊行）・『備要』（紹定二年 1229）であることを確認した。『契丹國志』成書の上限が、紹定二年（1229）を遡りえないことは確實である。

ここであらためて問題となるのが、『契丹國志』『大金國志』の關係である。王士禎『池北偶談』（康熙三十年 1691 序）卷十八契丹大金二國志は、兩國志の構成を記した上で、その類似を確認し、

金志記載與南遷錄多相合、與史多謬。其文學傳則全節取元好問中州集。或云宋人偽造、似也。契丹志簡淨可觀、金志則仿其書而為之者耳。

と、『大金國志』が『契丹國志』を「倣」ったものとした。さらに、『四庫全書簡明目錄』（乾隆四十七年 1782）史部／別史類は、『大金國志』について、

體例詞格、與契丹國志略同、或即一手所作、分署二人之名歟。

と述べ、『契丹國志』『大金國志』が同一人物の偽作に係る可能性を指摘した⁸⁶。

降って余嘉錫『四庫提要辨證』（科學出版社、1958）

疑是後人所偽撰、假隆禮之名以行、猶之大金國志託名宇文懋昭耳。[懋昭始末雖不可考、亦必實有其人。] 其書陳氏書錄解題及宋史藝文志皆不著錄。元袁桷清容集卷四十一有修遼金宋史搜訪遺書條例狀一篇、所列遺書、凡一百四十餘種、尚無此書。可見元初未行於世、至蘇天爵滋溪文稿卷二十五三史質疑始云、葉隆禮、宇文懋昭為遼金國志、皆不及見國史、其說多得之傳聞。知其書當出於中葉以後矣。[黃丕烈有元刻本、見士禮居藏書題跋記卷二。]

は、『契丹國志』が袁桷「修遼金宋史搜訪遺書條例狀」⁸⁷に見えず、蘇天爵「三史質疑」（至正三年 1343⁸⁸）によろやく言及されることから、『契丹國志』の成書を「元中葉以後」とした。鄧廣銘 1990 は、余嘉錫の所見を肯定した上で、

大金國志的成書年代、只能稍晚而不會稍早于契丹國志、則其亦必在元代中期以後、蘇天爵提出三史質疑之前、也是斷然無疑的。依我推測、這兩部國志必為當時坊肆書賈同時所編撰、前者稱奉勅而撰是寫來騙人的、後者說曾經奏進于南宋政府也同樣是寫來騙人的。

と述べ、『大金國志』が『契丹國志』よりやや降りうるとしても、元代中期以降、「三史質疑」以前に、坊肆書賈において同時に編撰されたものと推測する。

『大金國志』が『契丹國志』より「やや降りうる」という發言の根據は明示されてはいないが、おそらくは、『大金國志』太祖紀／天輔元年に、「契丹志云」として『契丹國志』天祚紀／天慶八年の一節が引用されているためであろう。率直に言って、『大金國志』が『契丹國志』より「やや降りうる」という發言の一方で、「同時に」編纂されたという結論は不可解というよりない。

鄧廣銘の推測を具體的に實證しようと試みたのが、劉浦江 1993 である。同論文は、根據以上對契丹國志和大金國志的比較研究、從兩書相關內容的吻合無間、再結合兩書體例、形式如出一轍等因素來考慮、我以為、兩部國志的關係不僅僅是做作的

關係、也不僅僅是相互抄襲的關係、而很有可能是出自同一位作者之手、四庫簡目所稱或即一手所作、分署二人之名的懷疑是很有道理的。

と、『契丹國志』『大金國志』が作者を同じくすると結論している。劉氏の個別的論點についてはすでに關連箇所において批判したとおりであり、ここであらためて繰り返すことはしない。

劉氏の論點のうち、なお有効と思われるのは、『大金國志』成書の下限についてである。すなわち、「修遼金宋史搜訪遺書條例狀」が兩國志に言及しないのは、これがもっぱら宋に關する文獻を列擧しているためであって、この時點で兩國志が存在しなかったことを示唆しない。むしろ注目すべきは、『南遷錄』に附せられた浦元玠の跋文

元玠初冠時與張升之 [翊]、結忘年交。一日、偕孫伯玉訪焉、升之幅巾出迎、設席延坐、談論宋金廢興顛末、焚香啜茗具饌、過午、出書一編、其籤題南遷錄、乃張師顏所紀金國南遷汴京事迹。升之曰、此大金祕書省文字、是家祖父之所遺者也。元玠欣然閱之、其間所紀、雄強衰弱、環攻戰守、歷歷可觀。于是懇假抵舍、秉筆錄之、以為寶玩。後因金國志刊行、與此書較之、事語頗同、而人君年號俱各殊異、未審其孰是。然以元玠之管見、當時南遷、張祕書親隨乘輿、晨夕執筆侍側、而其所記之書、豈其差舛。金志非本國史、出於南官進宋之書、中間或有誤焉、未可知也。然元玠亦未敢定其是非。倘好古博雅君子、覽其國書、考其誤舛、改而正之、誠此錄之幸也。大德丙午（十年 1306）陽月、浦元玠拜書。

であり、これによれば、『大金國志』の刊行さらに成書は、大德十年（1306）以前ということになる。

兩國志の對應部分を比較した場合、『契丹國志』の多様な原資料に對し、『大金國志』の原資料が『備要』にほぼ限定されるという状況は上述の如くである。これが『大金國志』における資料條件の悪化を意味するとすれば、ただちに想起されるのは、徳祐二年（1276）の臨安陥落の際に胡三省が『通鑑注』の稿本を紛失したという逸話である⁸⁹。兩國志の間に南宋滅亡を想定することも可能であろう。

『提要』がすでに指摘したような、奉勅撰の書物としての體例の不備⁹⁰に加え、紀年關連の資料條件の悪さからいって、李錫厚 1981・顧吉辰 1991 のように、『契丹國志』を葉隆禮の眞作とみなすことはやはり困難であり、「坊肆書賈」の偽作とすべきであ

ろう。しかしながら、民間の偽作であればこそ、葉隆禮の名を冠しつつ、ただちに馬脚の露われる「淳熙七年」を當初から用いていたとは考えがたい。編纂者の過度の無能を無前提に想定することは、史料學的研究においては禁忌である。「淳熙七年」は本來「淳祐七年（1247）」あるいは余嘉錫 1958 が一つの可能性として提示した「咸淳七年（1271）」であり、それが刊刻の際に誤られたものであった、従って『契丹國志』の實際の編纂年次もそのあたりにあったと考えるものである。

『大金國志』は、徳祐二年（1276）以降、大徳十年（1306）までの間に、某地の「坊肆書賈」が『契丹國志』に「倣」って編纂し、ついでこの「坊肆書賈」が兩國志を同時に刊刻したものと考える⁹¹。

注

- 1 以下、本稿では、引用文中の夾注は [] で表示する。
- 2 『文獻通考』（延祐四年 1317）經籍考二十七「燕北雜錄五卷〔西征寨地圖附〕 陳氏曰、思卿武珪記。嘉祐六年、宮苑使知雄州趙某進於朝。珪亦自契丹逃歸、事見國史傳。」
- 3 『契丹國志』卷二十二／四京本末に『契丹圖志』を引き、校勘記は、「案、宋史藝文志三史部地理類有契丹國土記・契丹疆宇圖二卷・契丹地理圖一卷、並不知作者名、未悉何者與此契丹圖志相當」と述べる。
- 4 管見の限りでは『舊五代史』引用が確言される事例は確認されない。點校本「校勘記」も具體的には指摘していない。
- 5 本稿では、『契丹國志』の版本は原則的に點校本を用いる。
- 6 『契丹國志』のいわゆる眞偽問題については、劉浦江 1992 参照。
- 7 趙志忠については、李錫厚 1984・松田 1986 参照。
- 8 『文獻通考』經籍考二十一「仁宗實錄二百卷 晁氏曰、皇朝韓琦等撰。起藩邸、盡嘉祐八年三月、凡四十二年。嘉祐八年（1063）十二月、詔琦提舉、王珪・賈黯・范鎮修撰、宋敏求・呂夏卿・韓維檢討。治平中、又命陳薦・陳繹同編修。熙寧二年（1069）奏御。」
- 9 鄭樵『通志』（紹興三十一年 1161）藝文三には「陰山雜錄四卷」とのみ見える。
- 10 吉本 2011。
- 11 吉本 2011。
- 12 劉浦江 2008。
- 13 嚴文儒 1999。
- 14 『郡齋讀書志』卷三下「洛中紀異十卷 右皇朝秦再思撰。記五代及國初讖應雜事」。阮廷焯 1983 は秦再思を宋太宗朝の人物とする。
- 15 劉浦江 1992 は、「太祖享太廟、纔及一室、不能拜而退、命晉王榮終禮。是夕、宿南郊、幾不救、夜分小愈」を『通鑑』「（十二月）乙亥、帝朝享太廟、被袞冕、左右掖以登階、纔及一室、酌獻、俛首不能拜而退、命晉王榮終禮。是夕、宿南郊、疾尤劇、幾不救、夜分小愈」の節録とした上で、「乙亥」を省略しつつ「是夕」のみ存置することを、『契丹國志』の「機械抄寫」とするが、實はこの部分は、

『綱目』「周主享太廟、纔及一室、不能拜而退、命晉王榮終禮。是夕、宿南郊、幾不救、夜分小愈」をほぼそのまま抄寫したものであり、「乙亥」は『綱目』の段階ですでに省略されている。

16 劉浦江 1992 が指摘するように、「彦卿恃勇輕進、為遼兵所敗、死傷甚衆、彦卿引兵還晉陽」の「彦卿」は、史彦超を符彦卿に誤ったもので、「誤解原文」の一例である。劉氏はこの一段を『通鑑』「彦超恃勇輕進、去大軍浸遠、眾寡不敵、為契丹所殺、筠僅以身免、周兵死傷甚眾。彦卿退保忻州、尋引兵還晉陽」の節録とするが、『綱目』「史彦超將二十騎為前鋒、殺契丹二千人。恃勇輕進、為契丹所殺、周兵死傷甚眾。彦卿引兵還晉陽」の節録である。

17 以下『綱目』の引用に際して、綱・目が混在する場合は、目を [] に納める。

18 元刻本（『契丹國志（全六冊）』、北京圖書館出版社、2005）は、干支を反白字で書眉に置く。『綱目』の宋版（『資治通鑑綱目（全五十七冊）』、北京圖書出版社、2003）・元版（『資治通鑑綱目（全三十冊）』、北京圖書館出版社、2005）も干支を書眉に置き、『契丹國志』は『綱目』に倣ったものであろう。

19 劉浦江 1993 は『大金國志』が、金年號の後に宋年號を注記することを『契丹國志』との共通點とするが、たとえば、『大金國志』太祖紀「阿骨打之十四年〔時宋政和五年、遼天慶五年也〕」の如く、『大金國志』は干支を附さず、かつ「時…也」という独自の書式を採る點で『契丹國志』とは紀年の書法を異にする。

20 「平章事」は、韓延徽傳「後、太宗援石晉、得幽・燕、會同稱制、以延徽兼樞密使、同平章事」にも見える。後述の如く、『國史』契丹傳に取材するものであろう。

21 劉浦江 1992 は、「冬十二月、契丹入攻宋、宋眞宗親征、次于澶州。為知冀州張旻敗於城南。次大名府、為知府州折惟昌敗于五合川」を『長編』「戊午、駐蹕澶州。己未、知冀州張旻遣使馳奏、敗契丹於城南、殺千餘人、獲馬百匹。…甲子、次大名府、…丁卯、左侍禁、閤門祇候衛居實自府州馳騎入奏、駐泊宋思恭與知州折惟昌、鈐轄劉文質等引兵入契丹五合川、破黃太尉寨、盡殺敵觴、」の節録とした上で、「彷彿是說眞宗兩敗于契丹」と評する。實のところ、『備要』「契丹入寇、十二月、上親征。〔次澶州。知冀州張旻敗契丹于城南。次大名府、知府州折惟昌又敗之于五合川。〕」に據るものであり、構文のわかりにくさは、『備要』の太字部分を契丹を主語とする構文に改めたためであるに過ぎない。

22 點校本は「尋又為李繼宣敗于〔牟〕山谷」につき、『長編』に據って「牟」を補うが、『備要』にも「牟」が見えない。『契丹國志』が『長編』ではなく『備要』に據ったことの明證となり、點校本の校勘は失當というべきである。一方で、『備要』點校本（許沛藻他 2006）も『長編』および『宋史』李繼宣傳に據って「牟」を補うが、少なくとも『契丹國志』が引用した段階において「牟」が無かったことは明らかであり、『備要』點校本の校勘も不十分である。以下、同様の事例については逐次注記する。

23 劉浦江 1992 は、「統軍順國王撻覽為床子弩所傷、中額而殞。契丹師大挫」を『長編』「其統軍順國王撻覽、有機勇、所將皆精銳、方為先鋒、異其旗幟、躬出督戰。威虎軍頭張縶守床子弩、弩潛發、撻覽中額隕、其徒數十百輩競前輿曳至寨、是夜、撻覽死。敵大挫衄」に據るとした上で、『契丹國志』が「隕」を「殞」の意味に誤解したものとするが、実はこの部分は、『備要』「虜騎將軍撻覽中弩死、虜大挫」をも參用しており、「隕」を「殞」すなわち「死」の意味に解することは、『備要』に據ったものとなる。

24 點校本は「若必邀求」の「若必」につき、『長編』が「必若」に作ることを指摘するが、『備要』は「若必」に作る。

25 劉浦江 1992 が指摘するように、「西上閤門使張茂實副之」は、『長編』「西上閤門使符惟忠副之」に據りつつ、符惟忠に交代した張茂實に符彦忠の官銜を附したものであり、「節録失誤」に当たる。

26 1042-3「弼曰、本朝皇帝愛南北之民、不忍使蹈鋒鏑、故屈己增幣、何名為懼。若不得已而至於稱兵、

則南北敵國、當以曲直為勝負、非使人之所憂也」は、『備要』「彌曰、皇帝兼愛南北之民、不忍使蹈鋒鏑、故屈己增幣、何名為懼。若不得已用兵、當以曲直為勝負、非使臣所憂也」ではなく、蘇軾「富鄭公神道碑」(孔凡禮 1986 第十八卷)「公曰、本朝皇帝兼愛南北之民、不忍使蹈鋒鏑、故屈己增幣、何名為懼哉。若不得已而至於用兵、則南北敵國、當以曲直為勝負、非使臣之所憂也」を直接引用している。『長編』は相當部分を「彌曰、南朝皇帝守祖宗之土宇、繼先皇之盟好、故致幣帛以代干戈、蓋惜生靈也、豈懼北朝哉。今陛下忽發此言、正欲棄絕舊好、以必不可冀相要爾、則南朝亦何暇顧生靈哉」に作る。

27 劉浦江 1992 は、「廟號興宗、諡曰文成皇帝」の「文成」が、『遼史』興宗紀「群臣上皇帝尊號曰文武仁聖昭孝皇帝」の「文武」の誤であることを指摘するが、『長編』「諡文成皇帝」・『備要』「諡文成皇帝。號興宗」がすでに「文成皇帝」に作っており、「文武」→「文成」は『契丹國志』固有の誤りではなく、『備要』を引用したものであるに過ぎない。

28 (1)點校本は、席本および『長編』に従って「扈」を「禧」に改めるが、『備要』は「扈」に作る。なお『備要』點校本は『長編』などに據って「禧」に改める。(2)點校本は、「樓字」を『長編』に従って「樓宇」に改めるが、『備要』は「樓宇」に作る。(3)點校本は、「城有」を席本および『長編』に従って「誠有」に改めるが、『備要』は「城有」に作る。なお點校本『備要』は、草廬本および『長編』に據って「誠有」に改める。

29 次節に後述の如く、帝紀の遼末部分についても、『備要』が引き継ぎ基礎資料として用いられている。この事實は劉浦江 1990 がすでに指摘しているが、一方で劉浦江 1992 は、北宋並行部分については、もっぱら『長編』を引用するものとしている。不可解である。

30 985-2・989-4・991-2・992-2・993-2・998-3・998-4・999-2・1038-2・1038-3・1066-3・1087-2・1094-2。

31 『契丹國志』の紀月が誤り、その原因が不明の事例としては、973-2「春正月、周鄭王殂於房州」・1003-2「春三月、契丹攻宋」・1082-2「秋八月朔、日食、陰雲不見」がある。

32 點校本は『長編』に據って「三」に改めるが、当たらない。

33 點校本は、『長編』に據って「閏」の下に「九」を補うが、当たらない。

34 『提要』史部／編年類／續資治通鑑長編「其書卷帙最多、當時艱於傳寫、書坊所刻本及蜀中舊本已有詳略之不同。又神・哲・徽・欽四朝之書、乾道中祇降秘書省依通鑑紙樣繕寫一部。未經鏤版、流播日稀。自元以來、世鮮傳本。本朝康熙初、崑山徐幹學始獲其本於泰興季氏、凡一百七十五卷。嘗具疏進之於朝。副帙流傳、無不珍為秘乘。然所載僅至英宗治平而止、神宗以後仍屬闕如。」

35 劉浦江 1992 はこれを原資料に對する「篡改」とするが、その理由は説明しない。

36 『文獻通考』經籍考二十八「仁皇訓典六卷 陳氏曰、翰林侍講范祖禹撰。元祐八年經筵所上。凡三百七十七條、大略亦用寶訓體」に見える『仁皇訓典』の一部であろう。

37 劉浦江 1992 は、『長編』嘉祐二年(1057)の記述が、清寧十年(1064)に置かれることを、「作者之所以要將前幾年的素抄來記在此年下、大概只是閒為這一年無事可記、聊充篇幅罷了」とし、かつこのような「篡改」を『契丹國志』が葉隆禮の奉勅撰ではなく、「坊肆書賈」の偽作であることの一つの根據とするが、「無事可記」の年次は清寧十年に限らないのであり、有効性の乏しい説明といわざるを得ない。

38 蕭解里の叛を『遼史』天祚紀・『金史』世紀はともに乾統二年(1102)に繋げるが、1096-2は『謀夏錄』「契丹壽隆二年」に據って壽昌二年(1096)に繋げ、『大金國志』太祖紀も天慶元年(1101)の楊割卒以前に置く。劉浦江 1993 は、兩國志の共通性を強調するが、『大金國志』はもっぱら『備要』に據っているものであり、むしろ『契丹國志』の壽昌二年の年次を用いないという相違にこそ留意す

べきである。

39 (1)點校本は「豈知一失於綏存」を明抄本および『長編』に據って「豈宜一失於綏存」に改めるが、『備要』は「豈知一失於綏存」に作る。(2)點校本は「含容浸久」を『長編』に據って「涵容浸久」に改めるが、『備要』は「含容浸久」に作る。(3)點校本は「同謀外禦之情」を『長編』に據って「同休外禦之情」に改めるが、『備要』は「同謀外禦之情」に作る。(4)點校本は「聞達」の上に『長編』に従って「子細」を補うが、『備要』は「子細」をもたない。

40 1101-5「是歲、女眞楊割死、子阿骨打立」および『大金國志』太祖紀「楊割生三子、長曰阿骨打、次曰吳乞買、又次曰思改、即粘罕父也」はともに阿骨打を楊割の子とし、また楊割卒年を乾統元年(1101)とする。これは、阿骨打を穆宗盈歌(楊割)の兄世祖劼里鉢の子とし、盈歌卒年を乾統三年(1103)とする『金史』世紀の説に異なる。劉浦江1993は、兩國志の共通性を強調するが、これは兩書がともに『備要』に據るために過ぎない。

41 點校本は「阿木火」を席校本の引く一本に據って「朮」に改めるが、『備要』は「阿木火」に作る。劉浦江1993は、『大金國志』にも見える「小而俊健」を、兩國志の同一の作者が『備要』の「小而狡健」を改めたものとする。確かに四庫全書本『備要』は「狡健」に作るが、静嘉堂叢書本を底本とする點校本『備要』は「俊健」に作る。

42 點校本は「餘分五部為正兵」の「五部」を『亡遼錄』が「五路」に作ることを指摘するが、『謀夏錄』は「五部」に作る。

43 點校本は「章封屢報」を『會編』に従って「封章屢報」に改めるが、『謀夏錄』は「章封屢報」に改める。

44 (1)點校本は、「勒兵十五萬」の「十五萬」を『會編』が「十萬」に作ることを指摘するが、『備要』は「十五萬」に作る。(2)點校本は「如燕人悅而取之」の「取」を『會編』が「從」に作ることを指摘し、「似是」とするが、『備要』は「取」に作る。

45 劉浦江1993が指摘するように、「董寵兒」を『會編』卷二十三引『秀水間居錄』は「董龐兒」に作る。劉氏は『大金國志』太祖紀も「董寵兒」に作ることから兩國志の共通性を強調するが、これは『大金國志』「又令董寵兒遣人說易州土豪史成獻城、復執送燕京斬之」が、1122-8「又令趙翊〔本董寵兒〕遣使臣說諭易州土豪史成、使起兵獻城、為史成執送燕京、斬之」を節引したためであるに過ぎない。この事件については、1122-8が「夏四月」「五月」の間に置くのに對し、『大金國志』が「六月」「八月」の間に置くという兩國志の相違にこそ注目すべきであろう。

46 (1)點校本は、「燕王遣大石林牙領一千五百餘騎屯涿州新城」の「一千五百騎」を、『會編』が「二千騎」に作ることを指摘するが、『備要』は「一千五百騎」に作る。(2)點校本は、「燕王益兵二萬遣蕭幹統之」の「二萬」を、『會編』が「三萬」に作ることを指摘するが、『備要』は「二萬」に作る。

47 劉浦江1993は、1122-12と『大金國志』太祖紀がともに『金史』地理志に見える「旺國崖」(劉氏は「望國崖」に作る)を「國崖」と作ることで兩國志の共通性を強調するが、これは兩國志がともに『備要』「阿骨打追襲天祚於國崖」に據るためであるに過ぎない。

48 點校本は、「亟往救」の下に、席本に従って「之」を補うが、『備要』は「之」をもたない。

49 點校本は、「撻懶駙馬趨牛北口」の「牛北口」を、『會要』に據って「古北口」に改めるが、『備要』は「牛北口」に作る。劉浦江1993は、1122-16・『大金國志』太祖紀がともに「牛北口」に作ることで兩國志の共通性を主張するが、これも兩國志がともに『備要』に據ったためであるに過ぎない。

50 1123-3「五月、金主阿骨打歸燕山、北追天祚、以疾崩於軍中、諡為大聖武元皇帝、廟號太祖」・『大金國志』太祖紀「是年五月、國主旻殂、上諡曰大聖武元皇帝、廟號太祖」につき、劉浦江1993は、阿骨打崩を『金史』が八月戊申、『會編』『建炎以來繫年要錄』が八月乙未に繋げ、また『金史』によっ

て諡號が晚出のものであることを指摘し、『契丹國志』『大金國志』の共通性を強調するが、これは兩書がともに、『備要』宣和五年五月「金阿骨打死。弟吳乞買立。〔改元天會、號阿骨打為太祖大聖武元皇帝。吳乞買改名為晟。〕」に據るためであるに過ぎない。

51 『建炎以來繫年要錄』紹興元年(1131)四月庚辰「朝議大夫添差通判衢州史願直秘閣。願、燕山人、有學問、上召見而命之、願嘗著金人亡遼錄行於世」・『文獻通考』經籍考二十七「北遼遺事二卷 晁氏曰、不題撰人、蓋遼人也。記女真滅遼事。序云、遼國自阿保機創業於其初、德光恢廓於其後、吞滅諸蕃、割據漠界、南北開疆五千里、東西四千里、戎器之備、戰馬之多、前古未有。子孫繼統二百三十餘年。迨至天祚失御、女真稱名、十二年間、舉國土崩。古人謂、得之難而失之易、非虛言耳。陳氏曰、燕山史願撰。一名金人亡遼錄」。

52 『會編』書目「燕雲奉使總錄〔趙良嗣〕」

53 『會編』書目「茆齋自叙〔馬廉訪〕」。

54 本稿では厲鶚『遼史拾遺』(乾隆八年1743)の引く『(汪藻)裔夷謀夏錄』を用いる。虞雲國1994に依れば、汪藻書とは別に劉忠恕『裔夷謀夏錄』があり、『會編』書目に「裔夷謀夏錄〔一云金人請盟叛盟本末 汪藻〕」とあるが、實は劉忠恕書である、胡潛の序文より、靖康末年～紹興初年の作と推定される、とのことである。

55 劉浦江1993は、兩國志がともに阿骨打稱帝を天慶八年(1118)に繋げることは指摘するが、月の相違には言及しない。

56 さらに景宗につき「號天贊」と記している。

57 興宗のみは「諡曰文成皇帝」とする。

58 劉浦江1992は『契丹國志』が尊號・廟號・諡號を時に混同することを「缺乏常識」と評するが、それは『契丹國志』固有の状況ではない。

59 「康保裔戰死」は庚子(統和十八年)の事件だが、元刊本は癸卯(統和二十一年)「契丹攻宋」の後に誤って置いている。

60 『東都事略』は『長編』より詳しいが、なお『契丹國志』に及ばない。

61 劉浦江1993は、『契丹國志』「請罪於粘罕曰、蕭氏、契丹天祚元妃也。與兄實乃仇讎、不得已而從、彼素忍死以待兄者、將有待於今日也。今既見事無成、恐或不利於兄、且兄橫行天下、萬夫莫當、而此人帷幄之間、可以寸刃害兄於不測矣。事當預防、以愛兄故、已擅殺之」・『大金國志』「請罪于粘罕曰、蕭氏本契丹天祚元妃也、與兄實乃仇讎、不得已而從、彼素忍死以(待)[事]兄者、將有待于今日也、今既見事無成、恐或不利於兄、且兄橫行天下、萬夫莫當、而此人帷幄之間、可以寸刃害兄于不測矣、事當預防、某以愛兄之故、已擅殺之」を『金虜節要』(『會編』卷百九十七引)「請罪於粘罕曰、蕭氏本契丹之元妃也、與兄實乃讎仇、實不得已而從之、彼素忍死以事兄者、將有待於今日也、今既見事無成、恐或不利於兄、且兄橫行天下、萬夫莫當、而此人帷幄之間、可以寸刃害兄於不測矣、事當預防、況今至此、某以愛兄之故、已擅殺之」を同一人物が節略したものとし、その根據として(1)「契丹」の上に「天祚」を増すこと、(2)「實不得已而從之」を「不得已而從」に作ること、(3)「彼素忍死以事兄者」の「事」を「待」に作ること、(4)「況今至此」を削ること、を挙げる。劉氏も指摘するように、この一節は『中興小紀』紹興二年九月・『建炎以來繫年要錄』紹興二年是秋にも引用されているが、(1)については、『中興小紀』「天祚元妃」・『建炎以來繫年要錄』「天祚之元妃」のように「天祚」が見える。この事実は、兩國志および『中興小紀』『建炎以來繫年要錄』が引く『金虜節要』に「天祚」の文字があり、『會編』の引文が不完全であったことを示唆する。このことは、さらに兩國志に共有される『會編』引『金虜節要』との相違が、同じく兩國志が據った『金虜節要』が同一系統であったことに由来するものであった可能性を示唆する。むしろ注目すべきは、『契丹國志』「兀室誅余觀

并及於后」・『大金國志』「余觀已走、兀室盡誅其殘黨、及擅殺粘罕次室蕭氏」など兩國志の相違であろう。

62 劉浦江 1992 は大實傳が『松漠記聞』「今梁王、大實皆亡、餘黨猶居其地」をそのまま用いることについて、「豈不知耶律大石建立的西遼政權早在十三世紀初就已被蒙古滅亡、安得謂“餘黨猶居其地”」と批判し、「機械抄書」の事例とするが、郝經「復與宋國丞相論本朝兵亂書」（『郝文忠公集』卷二十四）には、「西南則火石林牙諸回鶻也」とあり、Wittfogel and Fêng 1949:655 は「火石」を「大石」に改める。王汝楫『郝文忠公年譜』はこの書を中統二年（1261）に繋げる。西遼滅亡後もその故地は久しく「大石林牙」と稱されていたのであり、劉氏の批判は当たらない。

63 『欽定重訂契丹國志』燕王洪道傳注「按遼史、道宗母弟二人、皆無封燕者、其為南京留守者、為和囉噶、初封中山王、改封晉、蓋時人以其守燕、稱為燕王、若其子淳稱燕王之比、都國傳聞遂誤謂封燕耳。」

64 掃葉山房本「契丹世系之圖」の元刊本との文字・線の異同はそのことを傍證する。

65 向南 1995。

66 顧吉辰 1991 は、晉表を『舊五代史』少帝紀の引用とするが、たとえば晉出帝降表の書き出しを『舊五代史』が「孫臣謀曰」に作るのに對し、『契丹國志』は「孫男臣重貴言」に作り、これは『新五代史』と一致する。

67 劉浦江 1993 は四京本末／南京に引く『宣和乙巳奉使行程錄』について、『契丹國志』『大金國志』が『會編』『靖康稗史』が引く本とは別の本を共有することを主張するが、(1)『契丹國志』「南京本幽州地、乃古冀州之域。舜以冀州南北廣遠、分置幽州」に對し、『大金國志』「燕山府古冀州地、舜以冀州廣遠、分置幽州」は『會編』「府乃冀州之地、舜以冀州南北廣遠、分置幽州」・『靖康稗史』「府乃冀州地、舜以冀州南北廣遠、分置幽州」の記述をほぼそのまま用いる、(2)『會編』『靖康稗史』「自晉割路北虜」に對し、『契丹國志』は「自晉割棄」、『大金國志』は「自晉割路」に作る。ともに「北虜」を除くことは劉氏の指摘するとおりが、一方で「棄」「路」が相違している。(3)『大金國志』「戶口安堵、人物豐庶、州宅用契丹舊（入）[大] 内、壯麗復絕」は、『會編』『稗史』「戶口安堵、人物繁庶、大康廣陌、皆有條理、州宅用契丹舊内、壯麗復絕」を節略したものだが、『契丹國志』は「大内壯麗」に作る。(4)『大金國志』「陸海百貨萃于其中」は、『稗史』に一致し、『會編』は「于」を「於」に作る。對するに『契丹國志』は「萃」を「聚」に作る。(5)『契丹國志』「膏腴蔬蕘、果實、稻粱之類」は、『會編』『稗史』に一致するが、『大金國志』は「膏腴」を欠く。(6)『大金國志』『會編』『稗史』が共有する「民尚氣節」の一句を『契丹國志』は欠く。(7)『契丹國志』「秀者學讀書、次則習騎射」は『會編』「秀者則力學讀書、次則習騎射」・『稗史』「秀者則向學讀書、次則習騎射」を節略したものだが、『大金國志』「秀者讀書、次習騎射」の方が節略の程度が大きい。(8)『契丹國志』「石晉未割棄已前、其中番漢雜鬪、勝負不相當」は、『會編』「未割棄已前、其中人與夷狄（改作契丹）鬥、勝負不相當」・『稗史』「未割棄已前、其中人與夷狄鬥、勝負相當」に據るが、『大金國志』は相當部分を欠く。また上京について、『契丹國志』「離來州數十里」は『會編』『稗史』の「三十里」を「數十里」に改めるが、『大金國志』は「三十里」に作る。このように、兩國志の相違に注目すれば、劉氏の主張は成立しがたい。

68 顧吉辰 1991 は『契丹國志』の原資料につき、「五代以前の史事、抄録了魏書・北史・隋書等。」と論ずるが、『魏書』『隋書』引用を確言できる事例は確認されない。

69 校勘記が指摘するように、實際は富弼ではなく薛映の行程録である。『遼史』地理志一にも「宋大中祥符九年、薛映記曰」の書き出しで一部引用されている。富弼の行程録は、『文獻通考』經籍考二十六「奉使別錄一卷 陳氏曰、河南富弼彥國撰。慶曆使契丹、歸為語錄以進、機宜事節。則具於此錄。又一本有兩朝往來書附於末」に見える。『契丹國志』が誤った理由は不明である。

70 劉攽（元祐四年 1088 卒）『中山詩話』・江少虞『皇朝事實類苑』（紹興十五年 1145）卷三十九に見えるが、文字の異同が甚だしい。

71 曾慥『類說』（紹興六年 1136 序）卷五十六所取李頎『古今詩話』に見えるが、やはり文字の異同が甚だしい。

72 『使遼錄』は、『文獻通考』經籍考二十七「張浮休使遼錄二卷 晁氏曰、皇朝元祐甲戌（九年 1094）春、張舜民被命為回謝大遼甲祭使、鄭介為副、錄其往返地理及話言也。舜民字芝叟、自號浮休居士」に見えるが、今日ではすでに佚している。

73 『類說』卷五所取『燕北雜記』に見えるが、やはり文字の異同が甚だしい。

74 『郡齋讀書志』卷五下「太平治迹統類四十卷 中興治迹統類三十五卷 右倣通鑑紀事本末條例、統而類之、事撮其綱、辭舉其要、上自藝祖而下至於孝宗、凡二百門云、眉山彭百川編集」及び魏了翁「跋丹稜彭君墓誌銘」（『鶴山集』卷五十九）「丹稜彭百川、始欲以紹熙之元葬其親于墓之左」によれば『太平治蹟統類』は『通鑑紀事本末』の成書した乾道九年（1173）と彭百川の卒年たる紹熙元年（1190）の間の成書となる。

75 李錫厚 1984。

76 松井 1916。

77 『綱目』同光四年（926）「契丹阿保機死」・天福十二年（947）「契丹耶律德光死於殺胡林」・廣順元年（951）「契丹燕王述軾弑其主兀欲而自立、述律討殺述軾而代之」。

78 『備要』開寶二年（969）「是歲、契丹弑其主述律、伯父之子明記立」・太平興國七年（982）「是歲、明記死、子隆緒立」・天聖九年（1031）「是歲、契丹主隆緒死、子宗眞立」・至和二年（1055）「是歲、契丹主宗眞死、子洪基立」・建中靖國元年（1101）「是歲、遼主洪基死、孫延禧立」・宣和七年（1125）「金人滅遼」。

79 天顯元年が丙戌（926）に当たり、『遼史』に合致することは、1992年に内蒙古赤峰市阿魯科爾沁旗罕廟蘇木朝克圖山より出土した、同時代資料というべき耶律羽之墓誌（會同五年 942。向南・張國慶・李宇峰 2009）の「天顯二年丁亥歲（927）」などの記述によってもはや確實である。對するに、『舊五代史』は晉書高祖紀「維天顯九年、歲次丙申（936）、十一月丙戌朔、十二日丁酉、大契丹皇帝若日」の書き出しをもつ遼太宗の冊文を根據に、契丹傳「（天成）三年（928）、德光偽改為天顯元年」の如く天顯元年を戊子（928）に置き、『新五代史』も契丹傳注「契丹年號、諸家所記、舛謬非一、莫可考正、惟嘗見於中國者可據也。據耶律德光立晉高祖冊文云、惟天顯九年、歲次丙申。是歲、乃晉天福元年。推而上之、得唐天成三年戊子、為天顯元年」と、この説を踏襲する。結論的にいえば、冊文の「九年」は「十一年」の誤寫である。太宗は太祖崩年の二年後にようやく改元したことになるが、これは『遼史』太宗紀／天顯二年（927）「有司請改元、不許」に見えるような、太宗が即位の際に改元を拒んだという契丹側の情報が不正確に傳わり、それをも考慮したものであろう。ついで『資治通鑑』は、天成二年（927）に「契丹改元天顯」を置く。『考異』に「紀年通譜云、舊史不記保機建元事。今契丹中有曆日、通紀百二十年。臣景祐三年（1036 重熙五年）冬北使幽薊、得其曆、因閱年次、以乙亥（915）為首、次年始著神策之元」と見えるように、『通鑑』編纂の段階では、神冊元年（916）～重熙四年（1035）の契丹紀年を通觀しうる『紀年通譜』がすでに利用され、そこでは天顯元年を丙戌（926）に置いていたはずだが、おそらくは『舊五代史』『新五代史』のいわば傳統的な言説が考慮され、天顯元年を丁亥（927）に置き、契丹としては異例の踰年改元とすることで、契丹系の情報との整合を試みたものであろう。『東都事略』契丹傳「天成二年（927）、改元天顯」は、『通鑑』を踏襲したものである。

80 『通鑑』貞明二年（916）「改元神冊」・龍德二年（922）「契丹改元天贊」・天成二年（927）「契

丹改元天顯」・天福二年（937）「契丹改元會同」・天福十二年（947）「改元天祿」・廣順元年（951）「改元應曆」。

81 『備要』開寶二年（969）「改元保寧」・太平興國四年（979）「明紀改元乾亨」・太平興國七年「改明年（983）元為統和」・天聖九年（1031）「改元景福、…明年（1032）、改元重熙」・至和二年（1055）「改元清寧」・治平三年（1066）「是歲、契丹改號大遼。〔時咸雍二年也。熙寧八（1075）改太康、元豐八（1085）改大安、紹聖二（1095）改壽昌。〕」・建中靖國元年（1101）「是歲改乾統、政和初（1111）改天慶、宣和三（1121）改保大」。

82 『金史』太祖紀が天輔を 1117-1123 の七年とするのに對し、『大金國志』太祖紀が 1118-1123 の六年とするのも同様の經緯に基づくものとなろう。

83 太宗紀にも「帝即位、猶稱天贊六年」を特筆する。

84 この記述には問題がある。「今四十八年矣」は乾道六年（1170）から遡れば、天會元年（1123）に当たり、「天會」を「天輔」に誤ったものとなる。また「某年生而四十八歳以前、虜無年號」は、咸雍四年（1068）生まれの阿骨打が四十八歳となる 1115 年の收國建元を示唆し、「虜本無年號、自阿骨打始有天輔之稱」という范成大の誤認を期せずして示唆するものとなっている。なお、劉浦江 1998 は、「今四十八年矣」を 1122 年と推算した上で、呂頤浩「上邊事善後十策」（『忠穆集』卷二）「政和年間、内侍童貫奉使大遼、得趙良嗣於蘆溝河、聽其狂計、遣使由海道至女真國通好〔原注、女真於宣和四年（1122）、方建國號大金〕」の原注を根拠に、1122 年に大金の國號と天輔の年號が立てられたものとするが、「今四十八年矣」は 1123 年となるはずであり、加えて『攬轡錄』の下文は天慶四年（1111-1114）・収國二年（1115-1116）の翌年、すなわち 1117 年を天輔元年としている。また『會編』卷四／宣和二年（1120）「金人國書、七月日、大金皇帝謹致書於大宋皇帝闕下」「九月日、大宋皇帝謹致書於大金皇帝闕下」に「大金」の國號が見える。劉氏の 1122 年説は成立しがたい。なお、『會編』卷九／宣和四年「（九月）十八日甲戌、烏歇等入辭於崇政殿、差趙良嗣充奉使大金國信使、兼送伴武顯大夫・文州團練使、馬政充同送伴閣門宣贊舍人、馬擴充國信副使」には、金に對する最初の國信使が見える。宋が金の國號を正式に承認したものといえ、「女真於宣和四年（1122）、方建國號大金」はあるいはこれを指すものであろう。

85 王德毅 1963。

86 劉浦江 1993。

87 蘇天爵「元故翰林侍講學士知制誥同修國史贈江浙行中書省參知政事袁文清公墓誌銘」（『滋溪文稿』卷九）「至治中、鄆王栢柱獨秉國鈞、作新憲度、號令宣布、公有力焉。詔繪王像、命公作贊賜之。公述君臣交修之義以勵王。王尤重公學識、銳欲撰述遼、宋、金史、責成于公。公亦奮然自任、條具凡例及所當用典冊陳之、是皆本諸故家之所聞見、習於師友之所討論、非牽合剽襲漫焉以趨時好而已」によれば、至治年間（1321-23）の作となる。

88 陳高華・孟繁清 1997。

89 胡三省「新註資治通鑑序」（至元二十二年 1285）「丙子（德祐二年 1276）、浙東始騷、辟地越之新昌、師從之、以孥免、失其書。」

90 『提要』史部／別史類「惟其體例參差、書法顛外、忽而內宋、則或稱遼帝、或稱國主、忽而內遼、則以宋帝年號、分注遼帝年號之下、既自相矛盾。至楊承勳劫父叛君、蔑倫傷教、而取胡安國之謬説、以為變不失正、尤為無所別裁。又書為奉宋孝宗敕所撰、而所引胡安國説、乃稱安國之諡、於君前臣名之義、亦復有乖。」

91 章鈺「天一閣鈔本跋」（崔文印 1986 所収）「吾吳黃蕘翁得殘契丹國志十七卷、上方有小字標目、定為有元刻本。海堂吳氏藏舊抄十一行廿二字本、上方有標目、與蕘説同、則必景元本也。大金國志

則未聞有標目之說、而吳氏又藏一鈔本、亦一行廿二字本、上有標目、與契丹志一律、可證元時兩志必有同時同地刻本、特金國志已斷種耳。」

引用文獻

- 陳高華·孟繁清（點校）1997『滋溪文稿』、中華書局。
- 崔文印 1986『大金國志校證』、中華書局。
- 鄧廣銘 1990「再論《大金國志》和《金人南遷錄》的真偽問題—與崔文印同志商榷—」、《紀念顧頡剛學術論文集》、425-432 頁、巴蜀書社。
- 顧吉辰 1991「關於《契丹國志》幾個問題的考證」、《東北地方史研究》1991-1、87-92 頁。
- 賈敬顏·林榮貴（點校）1985『契丹國志』、上海古籍出版社。
- 孔凡禮（點校）1986『蘇軾文集』、中華書局。
- 李錫厚 1981「葉隆禮和契丹國志」、《史學史研究》1981-4。賈敬顏·林榮貴 1985、282-297 頁。
- 1984「《虜廷雜記》與契丹史學」、《史學史研究》1984-4、58-62·27 頁。
- 劉浦江 1990「再論《大金國志》的真偽—兼評《〈大金國志〉校證》—」、《文獻》1990-3。劉浦江 1999、335-356 頁
- 1992「關於《契丹國志》的若干問題」、《史學史研究》1992-2。劉浦江 1999、323-334 頁。
- 1993「《契丹國志》與《大金國志》關係試探」、《中國典籍與文化論叢》1、中華書局。劉浦江 1999、357-372 頁
- 1998「關於金朝開國史的真實性質疑」、《歷史研究》1998-6。劉浦江 1999、1-22 頁。
- 1999『遼金史論』、遼寧大學出版社。
- 2008「《契丹地理之圖》考略」、《鄧廣銘教授百年誕辰紀念論文集》、788-793 頁、中華書局。
- 龍李 2005「試析《四庫全書》對《契丹國志》的改編」、《中華文化論壇》2005-1、44-48 頁。
- 松田光次 1986「趙志忠と『虜廷雜記』—北宋期、一歸明人の事跡—」、《龍谷史壇》87、18-34 頁。
- 松井等 1916「遼代紀年考」、《滿鮮地理歷史研究報告》3、362-408 頁。
- 阮廷焯 1983「秦再思洛中記異錄輯」、《大陸雜誌》66-6、20-27 頁。
- 王德毅 1963『李燾父子年譜』、中國學術著作獎勵委員會。
- Wittfogel, Karl A. and Fêng Chia-shêng 1949. *History of Chinese society : Liao, 907-1125*, American Philosophical Society.
- 向南 1995『遼代石刻文編』、河北教育出版社。
- 向南·張國慶·李宇峰 2009『遼代石刻文續編』、遼寧人民出版社。
- 許沛藻·金圓·顧吉辰·孫菊園（點校）2006『皇朝編年綱目備要』、中華書局。
- 嚴文儒 1999「校點說明」、《朱子全書》8、1-7 頁、安徽教育出版社、2002。
- 吉本道雅 2011「遼史世表疏證」、《京都大學文學部研究紀要》50、31-92 頁。
- 余嘉錫 1958『四庫提要辨證』、科學出版社。
- 虞雲國（山根幸夫訳）1994「静嘉堂收藏『裔夷謀夏錄』について」、《汲古》26、47-50 頁。